

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

経済常任委員会会議録			
日時	令和4年12月21日(水)	開議	午後 1時00分
		散会	午後 5時54分
場所	第1委員会室		
議題	付託案件		
出席委員	中村(誠吾)委員長、中村(吉宏)副委員長、横尾・小池・面野・高野各委員		
説明員	産業港湾・港湾担当両部長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、小池委員、高野委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「令和4年度歩行者通行量調査結果について」

○（産業港湾）津田主幹

令和4年度の歩行者通行量調査結果について概要を御報告いたします。

資料1の1ページを御覧ください。

この調査は、市内中心部の小樽都通り商店街、小樽サンモール一番街商店街、花園銀座商店街の各商店街における歩行者の通行量を計測し、過去のデータと時系列で比較し、商業環境等の変化を把握する基礎資料としております。

調査日につきましては例年と同時期の6月3日と6月5日、そして9月30日と10月2日の春と秋の平日金曜日と日曜日に実施いたしました。調査は10地点で計測しております。

計測地点につきましては2ページ目に略図を記載しております。

今年度は3月21日にまん延防止等重点措置が解除されて以降、行動制限がなく、経年での比較や商店街の人出の回復状況などを確認するため調査を実施したものであります。

では、3ページ目を御覧ください。

(1)は春と秋の調査結果を令和3年度と4年度で比較したものです。昨年度はいずれの調査日も緊急事態措置期間中であつたこともあり通行量は大きく減少していましたが、春は前年度との比較で平日が79.8%の増加、休日が39.4%の増加、合計で59.8%の増加、秋は平日が5.7%の増加、休日が7.1%の増加、合計で6.3%の増加となっております。

また表にはございませんが、新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年度と今年度を比べますと、春の調査は約80%、秋の調査では約75%まで回復しており、市民の皆様が日常生活を取り戻しつつあることが伺われます。

次に4ページの(2)、総通行量に占める観光客数についてですが、総通行量に占める観光客数は新型コロナウイルス感染症の影響から大きく減少していましたが、今年度は昨年度と比べて春の調査では約422%の増加、秋の調査では約78%の増加となっております。これは観光需要の回復施策により観光入込客数は大幅に増加しており、歩行者通行量調査におきましても同様の傾向が見られております。

なお、総通行量に占める観光客数は春の調査は10.4%、秋の調査は17.4%と秋の調査のほうが割合が高い結果となっておりますが、秋の調査時点では修学旅行を含め旅行機運が高まったものと推測されます。

続いて5ページには参考として、商店街以外の3地点の調査結果について記載しております。

また、6ページからは調査の年代順に通行量とそのグラフ、8ページからは1時間ごとの通行量の推移を示したグラフを記載しておりますので御確認ください。

○委員長

「令和4年度企業誘致サポート事業について」

○（産業港湾）由井主幹

令和4年度企業誘致サポート事業の概要について報告いたします。

資料2を御覧ください。

まず、「1 目的」ですが、本事業は全国の製造業、物流関連業などの企業に対し、今後の設備投資に関する調査

及び立地環境のPRを今回参加した14団体で合同にて実施するもので、立地動向等を分析の上、今後の企業誘致活動に活用することを目的にしています。

アンケートで設備投資の可能性があるなど有意回答を得た企業に対しては、委託業者の一般社団法人日本立地センターの専門職員が訪問や電話、メールなどによりヒアリングをやっております。

「2 委託業者」から「4 委託契約金額」は記載のとおりで、「5 参加団体」は14団体で、地方自治体が12、民間の工業団地所有企業などが2企業となっております。

「6 対象企業の抽出条件」は、(1)の抽出数、いわゆる調査対象数が1万4,000社で、(2)資本金、(3)対象業種は記載のとおりとなっております。

「7 発送及び回収結果」は、調査票を産業用地を紹介するダイジェスト版を同封の上郵送しており、(3)回収数ですが1,240社となっております。

「8 調査項目」は記載のとおりです。

2ページ以降になりますが、「9 調査結果」ですが、主なものを抜粋して記載しております。

①新たな事業展開については、検討を含みますが、脱炭素対応設備投資が最も多く164社で全体の13.2%を占めております。

②サテライトオフィス等については「導入中」、「予定・検討中」とした企業が合わせて64社で全体の5.2%を占めております。

③BCP（事業継続計画）対策については、BCPの必要性があると回答した1,126社のうち、「災害マニュアルの作成」が最も多く648社で全体の57.5%を占めております。

④人材確保については「非常に厳しい」「厳しさが増している」「少し不足している」と回答した企業が1,002社で全体の80.8%を占めております。

次に3ページ目になりますが、⑤設備投資計画については「計画あり」が304社で全体の24.5%を占めております。

⑥設備投資計画の進捗状況については「計画あり」と回答した304社のうち、「情報収集中」が最も多く113社で全体の37.2%を占めており、⑦設備投資計画の予定時期ですが、この項目も「計画あり」と回答した304社のうちになりますが、「3年以内」が最も多く93社で全体の30.6%を占めております。

最後に⑧小樽市を立地候補地として関心があると回答した企業は12社であり、地域別、業種別は記載のとおりで計画の有無では「計画あり」が2社でありました。

これらの企業に対しましては、本市への立地につなげるため委託先であります日本立地センターとの企業訪問や立地環境をPRすべく企業誘致パンフレットを送付するなどの対応により、今後の立地につなげる取組を行っているところでございます。

## ○委員長

「産業港湾部所管の新型コロナウイルス対応事業継続支援金等の実施状況について」

## ○（産業港湾）商業労政課長

産業港湾部所管の新型コロナウイルス対応事業継続支援金等の実施状況について報告いたします。

資料3を御覧ください。

資料3の中の1番と2番は、いずれも第2回定例会での補正予算の事業になります。

まず、1の貨物自動車運送事業者支援金は、燃料高騰の影響を強く受ける運送事業者に対する燃料費負担の軽減を目的とした支援金で、一般貨物自動車運送事業を営む事業者については30万円、貨物軽自動車運送事業を営む事業者については1台当たり5万円を支援するもので、1事業者当たりの上限額は30万円となります。

申請受付期間は8月31日で既に終了いたしまして、支出の事務につきましても全て終了しております。

この周知に当たりましては、ホームページや新聞折り込みのほか、札幌地区トラック協会小樽支部や宅配便事業

を行う会社などに対しまして周知協力を依頼いたしました。

次に、2番の小樽市事業継続緊急支援金は、幅広い事業者の事業継続を支援するため、北海道が実施しております道内事業者等事業継続緊急支援金に該当する事業者に対しまして、北海道の支援金と同額を上乗せ支給することで支援内容を充実させるものとなっております。

申請受付期間は北海道の支援金の期限が延長されたことに伴いまして、以前の12月28日から令和5年2月28日まで延長いたしまして、現在受付中でございます。

申請受付を延長したことに伴う周知につきましては、市のホームページの告知のほか12月4日に新聞折り込みによる告知を再度実施しております。

#### ○委員長

「令和4年第3回石狩湾新港管理組合議会定例会について」

#### ○（産業港湾）港湾室主幹

令和4年第3回石狩湾新港管理組合議会定例会が去る11月14日に開催されましたので、その概要について御報告いたします。

議案はなく報告が2件ありまして、報告第1号は令和3年度石狩湾新港管理組合各会計歳入歳出決算に関する件についてで、報告のとおり認定されました。

報告第2号は専決処分報告につき承認を求める件で、これは石狩湾新港管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてで、報告のとおり承認されております。

#### ○委員長

「宿泊税導入の検討に係るアンケート調査結果（再調査）について」

#### ○（産業港湾）観光振興室松本主幹

宿泊税導入の検討に係るアンケートの再調査結果につきまして、右上に資料4と記載をしておりますA4縦の概要版とA4横のアンケート調査結果をお配りしておりますが、A4縦の概要版に沿って御説明をさせていただきます。

小樽市観光税導入に係る有識者会議は令和元年11月に第1回、令和2年2月に第2回、その後、新型コロナウイルス感染症の拡大を理由に議論は一時中断しましたが、令和3年12月に第3回を開催し、宿泊税の制度概要やその使い道などについて一定の整理が行われてきたところであります。

その後、令和4年2月に第4回会議を開催し、有識者会議としての提言を取りまとめる予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を理由に第4回会議は中止となりました。その際、有識者会議委員から議論再開に当たっては制度設計のベースとなります宿泊施設の意見を改めて確認する必要があるとの御意見がありましたことから、今年8月に改めてアンケート調査を実施したものであります。

説明資料では今回8月に実施しました調査結果を左側に、前回令和2年2月の調査結果を右側に記載しております。

初めに「(1) 調査期間」につきましては、実施時期は8月と2月で異なりますが、調査期間はともに2週間程度であります。

次に「(2) 調査件数等」につきましては、今回調査の配付件数は旅館業法に基づくホテル旅館が40件、簡易宿所が91件、住宅宿泊事業法に基づく、いわゆる民泊が29件、合計160件に配布し、それぞれホテル旅館20件、簡易宿所28件、民泊4件、合計52件から回答がありました。

前回調査と比べますと配布件数は民泊で減少しましたが、ホテル旅館、簡易宿所で増加した結果、合計14件の増加となりました。

また、回答件数は民泊で減少し、ホテル旅館、簡易宿所で増加しましたが、合計では増減はありませんでした。

次に「(3) 宿泊税を導入した場合の影響」につきましては、「多少影響があると思われる」、「かなり影響がある」の合計が77%を占め、前回調査より4%上昇しておりますが、「かなり影響がある」の割合は減少しております。

次に「(4) 税率」につきましては、ホテル旅館は「定額」が良い、簡易宿所は「分からない／何とも言えない」、民泊は「定率」が良いと回答した施設が多い結果となっており、前回同様の傾向が見られました。

次に「(5) 税額」につきましては、定額とする場合には「200円」という意見が多い結果となっており、前回と同様の傾向が見られました。

次に「(6) 段階税率」につきましては、全体では前回同様「段階不要」の意見が多い結果となっております。

次に「(7) 課税免除」につきましては、簡易宿所では「免税点あり」、ホテルでは「免税点なし」の意見が多く、全体では前回と同様の傾向が見られました。

次に「(8) 修学旅行の免除」につきましては、前回調査では意見が分かれておりましたが、今回は全体的に「免除すべき」の意見が「免除なし」を上回る結果となっております。

次に「(9) 税の使い道」につきましては、「美しい街並みや景観の保持」、「歴史的建造物の保全」、「観光PRや観光案内所の機能強化」など順番は異なりますけれども、前回同様の傾向が見られました。

最後に「(10) 観光振興等についての自由意見」につきましては、観光資源の活用や使い道についての記載が多く、前回と同様の傾向が見られました。

宿泊税導入に係るアンケートの再調査結果につきましては御報告は以上となりますが、アンケートの再調査結果につきましては、先日12月1日に開催されました第4回有識者会議に報告し、提言書案について御議論をいただきました。

なお、今後のスケジュールにつきましては、次回、第5回で提言書を取りまとめ、年度内には有識者会議座長から市長に提言することを目指し、議論を進めることで確認しております。

## ○委員長

「(仮称) 堺町駐車場整備事業について」

## ○(産業港湾) 観光振興室丸田主幹

(仮称) 堺町駐車場整備事業について御報告いたします。

道道臨港線沿いにあります観光バス駐車場につきましては、昭和59年に北一硝子が国有地や私有地のほか一部民有地を賃借して営業を開始しましたが、平成23年からは半分は市が、半分は北一硝子が国等から賃借する形を取り、全体の管理を北一硝子が一体的に行う形で運営しております。

これを市が全面的に国有地等を取得し、市営駐車場として整備する方針となり、今年度、用地取得費を予算計上いたしました。この用地取得に関する経過につきまして御報告を申し上げます。

まず国有地部分につきましては、北海道財務局に取得要望書を提出するとともに、当該用地の不動産鑑定評価を実施いたしました。その後、小樽市市有財産等評価委員会に諮り見積価格を決定したところです。

去る12月19日に北海道財務局小樽出張所において見積り合わせを行い、契約金額が決定いたしました。

今後につきましては売買契約を締結し、所有権移転登記を今年度中に完了する予定としております。

また、民有地部分につきましても不動産鑑定評価を実施し、その後、小樽市市有財産等評価委員会に諮り売買契約を決定したところであり、売買契約の締結、所有権移転登記を今年度中に完了する予定としております。

なお、来年度以降のスケジュールにつきましては、令和5年度当初予算に整備工事等の予算を計上し、整備工事を実施するとともに令和5年第2回定例会に公の施設として条例案を提案予定であります。

その後、条例案の可決が前提となりますが、指定管理者選考委員会による選考を経て令和5年第4回定例会に指定管理者の指定、債務負担などの関連議案を提案し、令和6年度の供用開始を目指すこととしております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第18号について」

○（産業港湾）港湾整備課長

経済常任委員会に付託されました議案第18号工事請負変更契約について御説明いたします。

（仮称）第3号ふ頭市営上屋33号ターミナル改修工事の請負変更契約を締結するものであります。

契約金額、変更前1億6,060万円、変更後1億6,924万6,000円。契約の相手方、小樽市有幌町2番16号、西條・近藤共同企業体。

変更内容の主なものにつきましては、上屋の妻側の壁の老朽化による劣化が確認されたため、壁の改修方法の変更を行ったほか、土間コンクリートにおいて現場での高さ調整を図るため数量の増加や屋根の劣化による改修方法の変更を行っております。

また、クルーズ客の受入れに当たってのオペレーティング事務の効率化を図るため、柱上部に塗装で番号をつけて広い空間内での誘客誘導の目印となる工夫を行ったほか、内装などの変更を行ったものであります。

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、公明党、立憲・市民連合、共産党、小池二郎委員の順といたします。

自民党。

---

○中村（吉宏）委員

◎令和4年度企業誘致サポート事業について

まず報告を聞いてということで、ただいいただいた各御報告の中から伺いたいと思うのですけれども、まず企業誘致サポート事業についてであります。

各企業に7項目の質問をしていってということでありまして、BCPとか非常に重要な項目も入っていると思うのですけれども、この7項目の質問事項があるわけですが、その下で小樽市を立地候補地として関心があるとした企業が12社、道内9社、道外3社ということでありました。

業種別の区別などをしているのですけれども、これをどこまで分析されているのかという観点から伺いたいのですが、この12社の関心のある企業がこの7項目についてどのようなアンケートの回答をしたのかというのは把握されているのでしょうか。

○（産業港湾）由井主幹

この調査票は全て小樽市に来ていますので、関心のある企業というのは一応、私は調査票の中身は見ております。その中で一番キーになる部分というのは、計画がある、実際に小樽市に立地してくる可能性があるのかどうか、なぜ小樽市に立地してくる理由があるのか、そういった部分もあると思いますので、そういった部分を見ているところですか。

また、この調査票の中ではその企業がどういった会社と取引しているのかという部分も一応個別に書かれておりますので、例えば小樽市内の企業とか、札幌市の企業と取引しているということであれば、小樽市に立地してくれる可能性というのは高まりますので、そういった面も見て分析しているところでございます。

○中村（吉宏）委員

そういった目線も大事なのでしょうけれども、この12社が小樽の立地に関心があるということなので確実に小樽だけ見ているというわけではないと思うのです。少なくとも何都市かがあって、そのうちの一つに小樽が選ばれている中で、その中から小樽を選んでいただきたいというのは本音だと思うのですけれども、そういう観点から今ア

アンケートの項目の中でどんな分析をしているかというお話をさせてもらいましたが、せっかく取ったアンケートの内容の中でどういう答えをしてきたのか、その12社がどんな答えを出してきたのかというのが非常に重要だと思います。

例えばBCPの策定についてということなどもありますけれども、これも、今定例会で物すごく議論されているテーマで非常に重要だと思います。このBCPの計画について行政も、小樽に来てくれたらいろいろ手助けしますよですか、あるいは人材確保という問題もあります。こういった問題でも小樽商科大学や市内の各高校と新卒の人材情報なども共有して、そういった情報もしっかりと手厚くしますよとかというメリットを生み出して企業誘致の、いわゆるセールストークなどにもできるのではないかと思います。そういった意味でこのアンケート、相手の企業がそれぞれどういうところにウイークポイントを持っているのか、そういう分析までしたのかという観点で聞いたのですけれども、今みたいどころ戦略的な部分も捉えた中で、そういった捉え方をされているのかどうかというのをもう1回お聞かせいただいてもいいですか。

**○（産業港湾）由井主幹**

一件一件の項目は今手元にないのですけれども、12社の関心あり、全て訪問はできてませんが、訪問する際に、例えば人材の確保が厳しいとか、そういった部分は見ておりますので、そういった面において、行く企業によって札幌圏の企業なのか、道外の企業なのかによって少し場所は変わりますけれども、人材面の部分でありますとか、新たな事業展開という部分で、小樽には近くにこういう企業がありますとか、そういった面のPRはさせていただいているところでございます。

**○中村（吉宏）委員**

一定のことはされているのでしょけれども、今言ったように、よりメリットが多ければ多いほど向こうが小樽を選んでくださる動機づけにもなると思うので、小樽を選ぶという理由づけのためにセールスポイントをこの分析からたくさんつくって、より積極的なアプローチをこれから先はしていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

**◎（仮称）堺町駐車場整備事業について**

報告からもう1点、堺町駐車場の件の御報告がありました。

資料がないので今聞き取っただけですけれども、契約を締結ということですが、契約金額は幾らになっているのかというのはお示しいただけないのでしょうか。

**○（産業港湾）観光振興室丸田主幹**

ただいま御質問のありました（仮称）堺町駐車場整備事業に係る国有地の取得金額につきましては、2物件ございまして、まず手宮側の小樽市港町161番2ほか11筆、広さでいいますと2,470.33平方メートルですが、契約は来年度ですけれども、見積り金額は2億997万8,000円となっております。

また札幌側の小樽市港町171番3ほか5筆、面積でいいますと1,605.21平方メートルでございますけれども、こちらが1億1,718万円。

合計で3億2,715万8,000円となっております。

**○中村（吉宏）委員**

この駐車場なのですけれども、今こうやって契約が行われて整備工事が令和5年度からということでありまして。現在、多分運用されていると思うのですが、例えば整備をしながら今の状況で運用していくのか、それとも本当に全面ストップして令和6年度の運用開始まで使えない状況になるのか、その辺の運用の仕方について示していただけますか。

**○（産業港湾）観光振興室丸田主幹**

来年度の整備工事に伴う運用の方針ですけれども、今、令和5年度の予算編成作業を行っておりまして、工事と

してはアスファルトですとか、柵をはわすなどという工事の見積りをしている段階ですが、令和5年度の工事期間中にバスを止めるということはなかなか難しいものですから、今考えているのはこの駐車場を、例えば4分割ぐらいにしまして、こちら側で工事をやっているときは向こう側に止めるとか、札幌側で施工整備するときは手宮側に止めるだとか、順繰り回しながら工事をやっていこうというふうなことで考えております。

○中村（吉宏）委員

ということは全面的に使用ができなくなって、バスの駐車ができなくなるという状況はないということですね。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

おっしゃるとおりでございます。

○中村（吉宏）委員

◎港湾について

まず、港湾の質問から先にさせていただきます。

テーマに次年度以降の埠頭整備についてということなのですが、次年度の前に今年度、国で二次補正の予算が編成されましたというところを受けて、小樽市の港湾直轄事業等でこれから行われる事業があるのですが、中央地区の岸壁マイナス10メートルの改良というのが上げられておりまして、この事業について説明いただけますか。

○（産業港湾）港湾整備課長

中央地区岸壁マイナス10メートルは、第3号ふ頭の岸壁改良事業になりますけれども、こちらの二次補正につきまして工事内容につきましては、上部工ですとか、付属工のほか、地盤改良の施工、発注時期については年度内に発注したいと聞いているところでございます。

○中村（吉宏）委員

発注して工事を行う時期はどのぐらいを想定されているのかお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）港湾整備課長

発注してからの工期につきましては、まだ確認しておりませんでした。

○中村（吉宏）委員

これは一応、令和4年度の国の予算ということですが、令和4年度というが残すところ3か月少々なのですが、事業が完了するのか、あるいはその後また何か財政上のテクニックを用いてみたいいな話になっていくのか、長く続くのか、その辺をお聞かせください。

○（産業港湾）港湾整備課長

こちらの補正につきましては、現場での施工につきましては令和5年度の施工になるかと。現地着手についてはそうなるかと思えます。

○中村（吉宏）委員

次に、事業として石狩湾新港の北防波堤の整備に予算がつけられている状況であります。これについてはどのような事業になるのかお示してください。

○（産業港湾）港湾室主幹

石狩湾新港の補正につきましては北防波堤の延伸事業になっていまして、工事内容についてはケーソン製作の金額の一部に充てるというふう聞いております。

令和5年度の当初発注工事と一緒に発注して、工事を施工したいというふう聞いてございます。

○中村（吉宏）委員

それともう一つ、石狩湾新港関連で東地区国際貨物ターミナルの整備という事業がありますけれども、これについても内容ですとか、時期的なものスケジュール感をお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）港湾室主幹

こちらのゼロ国債につきましては令和3年度から事業を開始している東地区のマイナス12メートル岸壁の部分の工事になります。

工事内容としましては、鋼管矢板の打設ですとか、あとは中詰材の投入ですとか、そういったものを予定しております。令和4年度中に発注したいと。実際の工事は5年度の施工になるというふうに聞いてございます。

○中村（吉宏）委員

いずれも順調に国の予算がつけられてというところだと思うのですが、引き続き注視をしてみたいと思います。

それと次年度以降の話になってまいります。今小樽港の港湾計画なども策定されてきた段階でありまして、令和5年度に予定している小樽港全体で行う事業を概略でよろしいのですけれども、お聞かせいただけますか。

○（産業港湾）港湾整備課長

令和5年度におけます港湾建設に係る主な事業としましては、国直轄事業としましては北防波堤改良事業、第3号ふ頭の岸壁改良事業、あと港湾管理者の事業としましては第3号ふ頭の関係で申し上げますと基部緑地ですとか、小型船だまり、あと基部臨港道路など、そのほか老朽化対策としまして色内ふ頭、あと若竹地区の防波堤、あと臨港道路の改良事業などを考えているところでございます。

○中村（吉宏）委員

今、第3号ふ頭それから色内ふ頭は継続して早く直していかなければというところなのだと思うのですが、そのほかの埠頭に関しては今のところ第2号ふ頭から勝納ふ頭までかけての主要な埠頭に関しての整備等の予定はないという状況でしたでしょうか。

○（産業港湾）港湾整備課長

令和5年度につきましては、今のところ予定はございません。

○中村（吉宏）委員

ほぼ、今上がっている事業が継続され、令和5年度は進められていくのかというのを確認をしました。

今日は質問していきたい内容がもう一つありまして、市道小樽港縦貫線についてであります。その整備というか、維持を含めてなのですが、まず今年の8月ぐらいだと思いますが、短時間で大雨が降りまして道路が冠水したり、市内あちこちであったのですが、側溝から水があふれてというようなことになっていたのですが、まずこうした状況が発生した事実を御存じかどうかお聞かせください。

○（産業港湾）港湾整備課長

8月8日の冠水についてかと思えますけれども、小樽港縦貫線の冠水につきましては、夕方から1時間の降水量が21ミリメートルと短時間における強い雨が降ったことが要因の一つと考えております。

そのほか雨などで道路に大きな水たまりができる要因としましては、植樹ますにあるような木の落ち葉ですとか、あと冬期間における滑り止め材として散布した砂で詰まるということで考えております。

○中村（吉宏）委員

そういった状況が発生したということで、定期的にやっていると思うのですが、その側溝のいわゆる維持とか、清掃などを含めてどういった進め方、何か月に一度というのがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○（産業港湾）港湾整備課長

日常における路面の清掃につきましては、路面ですと路面清掃車による清掃を行ったり、あと冬期間にまいた砂については集水ますにたまっていきますので、その集水ますにたまった砂は汚泥吸引車によって吸い上げるということで対応しているところでございます。

特に何か月に1回ということではなくて、パトロールで確認をしながらその状況に応じて対応しているところで

ございます。

○中村（吉宏）委員

吸引車を用いてということですが、認識としては、定期的にやっているということはないという形なのでしょうか。

○（産業港湾）港湾整備課長

決まったスパンということではなくて、パトロールも週2回行っておりますし、あと必要に応じて現場に赴くこともありますので、そのときに現地で状況を確認した上で必要であれば吸引車を入れたりだとか、路面清掃車を入れたりとかということで対応しているところでございます。

○中村（吉宏）委員

もう少し突っ込んで聞かなければならないのが、パトロールの内容はどういうところを見ているのかと思うのですが、その辺はいかがですか。

○（産業港湾）港湾整備課長

海上ですとか、陸上など港湾全体の施設をパトロールして確認しているところでございます。

○中村（吉宏）委員

先ほど側溝のますの話もありましたけれども、伺っているのは小樽港縦貫線の道路のこういったもののパトロールというのはどのような内容で行っているのかということです。

○（産業港湾）港湾整備課長

小樽港縦貫線に限ったパトロールということではなくて、港湾全体のパトロール中で縦貫線も見ているという状況でございます。

○中村（吉宏）委員

小樽港縦貫線をどういうふうに見ているのですかということなのですが、道路のますの中までしっかり見て歩いているのか、道路をずっと走って終わりなのか、そういうことを聞いているのですが、いかがですか。

○（産業港湾）港湾整備課長

集水ますの上に葉っぱがたまっていますので、その葉っぱをよけなければならないような状況になっているのかどうか、パトロールで行ったときに集水ますの蓋を開けて中を確認した上で、今、汚泥吸引車を入れなければならない状況なのかという状況を確認しているところです。

○中村（吉宏）委員

そこまではやっていただいているということです。それにもかかわらず水があふれたというような状況が発生しました。

冠水する道路の状況というのは、あそこもトラックなど大型の車両も非常に多く通るところですし、ウイングベイ小樽付近は観光客も歩いている場合もあつたりするので、冠水などがありますと水をかぶったりとか、そういう余計な事故なども発生すると思いますので、くれぐれも管理を気をつけていただきたいと思います。

それから同じ道路の件ですが、雪解けの後、結構道路が荒れていたり、舗装が崩れていたり、穴が空いたりというところがあるのですが、こういった点検補修というのはどういう形で行っているのかなど、タイミングですとか、期間的なものも含めてどうやっているのかお聞かせください。

○（産業港湾）港湾整備課長

雪解け後につきましては同じパトロールの中で状況を確認しているところでございます。その中で雪解け後、例えば冬期間において重機が走ったことによってですとか、凍結によって穴が空くこともございますので、その状況を確認しているところでございます。

○中村（吉宏）委員

先ほどパトロールというお話もありましたので、その中にしっかり含めまして御対応いただきたいと思っておりますので、苦情もたまに上がってきますからよろしくをお願いします。

最後に、この道路についての除排雪に関して伺おうと思ったのですが、除排雪はステーションの関係で建設常任委員会の所管だということで深くは聞かないのですけれども、今年2月に大雪が降りました。短時間の降雪があったと。小樽港縦貫線については通行止めだとか渋滞など通行に支障を来すような状況が発生したのかというのを伺わせてください。

○（産業港湾）港湾整備課長

2月の状況におきまして通行止めということは確認しておりませんが、その後の除雪によって幅員が減少したことによって渋滞が発生しているということは認識しているところでございます。ただ、小樽港縦貫線自体は建設部に依頼しているところでございますけれども、そちらと調整しながら現地は今後も対応してまいりたいと考えているところでございます。

○中村（吉宏）委員

車線が狭くなるという情報も市民の方から上がっていて、やはり苦情としても非常に多いところなのです。

なおかつこういう要望があるのです。今4車線の道路について冬場は片道1.5車線になると、だけれども、交差点のところで大型トラックなどの右折する車が道をふさいでしまって、渋滞が起きるという話があるので、例えば交差点のところだけでもきちんと4車線分確保して右折車に支障がないようにというようなことをぜひ所管の部署に申し伝えてほしいと思っておりますけれども、この辺はいかがですか。

○（産業港湾）港湾整備課長

交差点での対応につきましても、我々もパトロールの中で幅員がどれくらい減少しているかだとかという確認をしていきますので、その中で建設部と連絡を取り合いながら調整を図って対応できるときは対応してもらおうということで、調整を図っていきたいというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

ぜひお願いしたいと思います。冬は1.5車線幅しかないです。大型トレーラーが右折しようとする1.5車線のうち0.8車線ぐらい使ってしまうわけで、行き違いできないので、そういうのをしっかりと伝えていただきたいと思っております。

◎商店街の整備について

次に、商店街に関連して伺います。

この商店街で小樽都通り商店街がアーケードの老朽化をしたところを補修しなければならないということで、結構多額の予算が必要だというようなお話が上がってまいりました。アーケードだけでいきますと小樽サンモール一番街商店街もアーケードがある商店街ということで、ただ、商店街でいきますと、古くからのまちなので、いろいろと設備が今古くなってきている。そういったお話が少しずつ上がってきたりとか、将来的に懸念される状況であるのですけれども、こうしたことを踏まえまして、今は小樽都通り商店街から具体的などうしようかというお話も上がってきているところですが、こういった商店街とのそういった設備の保全とか、維持について小樽市としての関わり方を伺いたいと思っておりますがいかがですか。

○（産業港湾）津田主幹

アーケードなどの商店街の施設は商店街団体の所有ではあるのですけれども、多くの方が通行する道路ということもありまして、公的利便性の機能があると考えておりますので、市としては重要な施設と考えております。

○中村（吉宏）委員

公共性が高いということでやはり行政もしっかりと見ていただかなければならないのかということなのですけ

れども、それを踏まえた上で、では具体的にどういった関わり方をしていくのかというところを示していただけますか。

○（産業港湾）津田主幹

先ほどお答えしましたとおり、市としては重要な施設と考えておりますので、これまでも商店街の方から現状や要望などを聞きまして状況の把握に努め、活用可能な支援策などの情報提供を行っております。

○中村（吉宏）委員

その作業を継続していただきながら、なかなか国や北海道からのいいメニューはないのです。景気のいいときにどんどん造れと、商店街が一生懸命造ってくださったのですが、時間がたってその維持管理だとか、場合によっては老朽化してもうなくなってしまう、潰してしまうというときに、では適切な補助をくれるのかといったらないのです。私の立場でこんなこと言っているのはありますけれども、でも実際、現実そうなので、なければやはり国にそういうものもつくってもらわなければならない、あるいは道にも用意してもらわなければならないので、実際にこれは今いろいろな商店街から要望も上がっていますし、この先も上がってくると思いますが、そういった場合に連動して、今、こういった状況でしっかりとした支援策がほしいというのを住民と一緒にになって要望していただくということも必要かと思っておりますけれども、そういったところも一緒にやっていただけそうかどうか、御答弁をお願いします。

○（産業港湾）津田主幹

委員がおっしゃるとおり支援策については、国や道では今ない状況でございます。今後も商店街の方からいろいろ要望とかを聞きながら連携して、他都市の取組状況なども参考にして、検討してまいりたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

それともう1点、気になるのが街路灯の問題。今定例会でも町内会を含めてLED化とか街路灯の議論が結構出ていまして、この商店街も同じように老朽化して壊れている。先日、経済常任委員会では小樽堺町通り商店街の視察をさせていただきましたが、やはり少し傷んでいるというお話も上がっていましたし、小樽都通り商店街や柳川商店街も古くからの商店街で街路灯の整備も必要なかというような状況だと思います。こうしたものの整備なども必要だと思うのですが、所管がどこになるのかというのも含めながら商店街振興という観点からこの辺の御見解をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）津田主幹

街路灯の補修などの相談があった場合は、まず所有者などの状況を確認した上で関係部署へ情報を共有して適切な対応が図られるよう今も努めております。

○中村（吉宏）委員

関係部署と情報共有ということですが、懸念されるのが関係部署に話を譲ったらそのまま言ったきりになっていて、相談を上げた側に情報が戻ってこないということも考慮されますし、また、商店街も町内会との関係とかいろいろあると思うのですが、町内会と商店街の関係がどのようになっているのか、小樽市の商店街全部一律で大体ルールがあるのか、それとも別々なのか、その辺を示していただけませんか。

○（産業港湾）津田主幹

今の町内会とのことですけれども、特段ルールはないと聞いております。個々で対応されていると思っております。

○中村（吉宏）委員

となるとやはり、例えば産業港湾部がキャッチしたものを他部署に情報を流したとすると、発信したところに、できませんを含めてこうなりますというのをきちんと情報を戻してあげなければならない。こういう作業が大事になってくると思うのですが、その辺もきちんとうまくいくようになっているのですよねというのを確

認させていただきます。

○（産業港湾）津田主幹

これまで把握した情報については関係部署に連絡いたしまして、その後どうなったかなどの状況把握ですとか、確認をしておりますけれども、今後も引き続き商店街の状況把握を行いまして関係部署とともに情報共有し、あと市内との連携も進めて、注意して進めていきたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

情報の連携と各団体から上がってきたものに対してはしっかりと御対応いただきたいと、これからもお願いいたします。

◎観光について

次に、観光に関連して伺います。

まず宿泊税ですけれども、先日、有識者会議が行われたと思いますが、議論の概要をお示してください。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

12月1日木曜日に開催された第4回の観光税導入に係る有識者会議でございますが、まず報告事項といたしましては、一つ目に宿泊税導入に係るアンケートの再調査結果につきまして、これは先ほど御報告申し上げた内容を御報告したところでございます。

もう一つ、第3回の有識者会議の中で宿題となっていた案件がございまして、これは入湯税の調整の関係なのですけれども、この辺について少し確認をするということがあったのです。これはたまたま委員の方が途中で退席されて、その方の御意見を確認する必要があるだろうと、それが有識者会議の場でできなかったものですから、それを事務局でやってほしいということで、それを御報告申し上げたところでございます。

まず報告事項としては、この二つになりまして、協議事項としましては、観光振興のための安定的な新たな財源に関する提言書を今、有識者会議ではまとめてございまして、内容としましては基本的に制度設計と使い道についてが主な内容になりますけれども、この辺を御議論いただきました。

主な御意見としましては、やはり制度設計の中で実際に宿泊税を徴収する特別徴収義務者を宿泊施設で想定してございますので、その辺の負担などについて少し御議論いただいたということが一つあったかと思えます。

もう一つは修学旅行の関係です。この辺の免税ですとか、その辺の取扱いについての御議論があったと思えます。

あとは最後に、大きいものとしては使途、使い道です。これについて宿泊税を導入した後にどのようにして使途を管理していくのか、その辺の運営についてどうなのかという、この辺についての御議論が主にございました。

○中村（吉宏）委員

使途の部分についての議論で、コロナ禍前とコロナ禍後で何か違いみたいなものはありますか。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

税の使い道につきましては、先ほどの「「宿泊税導入の検討に係るアンケート調査結果（再調査）」の概要について」に少し記載をさせていただいたのですけれども、「(9) 税の使い道」の部分なのですが、基本的には項目の順番が多少前後、1番、2番の入替えとかはあるのですけれども、やはり「美しい街並みや景観の保持」ですとか、あとは「歴史的建造物の保全」ですとか、「観光PRや観光案内所の機能強化」ですとか、そういったところに使ってほしいといった意見が多かったのかというふうに確認しております。

○中村（吉宏）委員

有識者会議もアンケートに沿った形でということだったのですね。

そこで伺いたいのですけれども、アンケート結果からなかなか見えてこないというか、宿泊税の導入に否定的な意見があったということでもあります。これは先日、北海道新聞の報道にも挙げられていたのですけれども、私も実に懸念しておりまして、これについて例えば何社ぐらいあったとか、どういった内容とかというのは分かりますか。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

まず否定的な意見があったかどうかということにつきましては、やはり様々な意見がございまして、このタイミングで導入することについて疑問を感じるという御意見というのがございました。

何件かについてはすぐに整理できないのですけれども、アンケートの中で自由意見をいただいております、その中でそういった記載を我々は確認してございます。

○中村（吉宏）委員

この導入についても、この先まだ時間があると思うのですけれども、おおむね今の手続を進めていったら何年先でしたか、お聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

宿泊税導入のスケジュールにつきましては、まずはその導入のタイミング等について白紙ということで今、我々は確認をしております。一応、有識者会議の中では、年度内に提言書をまとめて市長に御報告するという事で前回の会議で確認をしております、例えば提言書を提出した後に市内の宿泊施設の意見を確認するですとか、北海道と国と情報交換をする、実際に総務省との事前調整をする、あと議会に条例案を提出するなど、そういった手続を取るとすれば、おおむね2年程度はかかるのかというふうに見込んでおります。

○中村（吉宏）委員

導入のいかに問わず2年かかるということですので、最低でも2年先の議論だと。今このコロナ禍に引っ張られている状況はもう終わっていると思いますけれども、そういったことも反対の事業者に対しお含み置きをいただきながら今すぐの導入の話ではない、2年後でもさらに導入時期というのは慎重に対応するのだということも、これは小樽市でもそういった各答弁が出てきていますけれども、こういったことを踏まえてお話をいただければと思いますがこの辺はいかがですか。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

先ほど少し触れましたけれども、有識者会議での提言の後に有識者会議の提言書を基に本市の宿泊税の制度概要案をまとめて市内の宿泊施設の皆さんにお示しして意見交換すると、そういった場を予定してございまして、こういった中でしっかりと丁寧に説明をして慎重に進めてまいりたいというふうを考えております。

○中村（吉宏）委員

スケジュール感もしっかりとその中で伝えていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

続いて、外国語の表記というお話です。先日、経済常任委員会で堺町通りにお伺いしましたところ、堺町通りの方からインバウンド向けの外国語の表記の案内板が足りないと、少ないというお話をいただきました。

これについて、私も見てそうだなと思ったのですけれども、外国語表記の案内板について今、市で何かお考えのことがあればお示しください。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

今、委員からお話がありました外国人向けの案内板ということでもありますけれども、市では平成18年度、19年度に国、北海道と連携しまして、外国人など多様な観光客に対応した多言語表記やユニバーサルデザインを取り入れた歩行者用案内標識というものの整備をしております。

その後、平成30年度に株式会社ニトリからいただいた寄附を活用しまして、新規に平成30年度に市の所管の歩行者用の観光案内板、それから先ほど言った既存の国と道の所管分も含めて改修工事を設置から10年経過したということで平成30年度に行っているところであります。

この外国人向けの案内板ですけれども、今日本語のほか英語、中国語、簡体字、繁体字、韓国語、ロシア語ということで表記をしております、市では特段小さいというような御意見は直接いただいております。設置のときには見やすいデザインを心がけてユニバーサルデザインを取り入れたデザインなども行った整備ということにな

っておりますけれども、もしかするとスペースの関係もあって小さいということの御指摘もあるのかというふうには考えております。

**○中村（吉宏）委員**

今、堺町通りを一つ取りましたけれども、私の目にもぱっと入ってこなかったというのがありますし、まして今、雪の季節できちんと見えるのかという問題もあると思うので、これを機にいま一度いろいろと大丈夫なのかというのを確認、検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

**○（産業港湾）観光振興室丸田主幹**

堺町通りのことで今、委員の御指摘がありましたけれども、この平成30年度の整備のときには南小樽駅からメルヘン交差点を下りてくる道、こういった誘導もしっかりすべきだという、これは観光協会などからの要望もありまして、そういったことを新設したりもしております。

見づらいという表記につきましては、委員からも御指摘がありましたので次回の改修の際にはそういった御意見も踏まえて研究していきたいと考えておりますけれども、一方で今、外国人のお客様の中には、スマートフォンの位置情報アプリの精度がかなりよくなってきたり、使われているということで、逆にそういうスマートフォンを持ちながらやっていくということが増えているのだというふう聞いております。

我々も肌感覚でそういったものも思っておりますので、今の委員の御指摘も踏まえながら、また看板の設置というのがどこまで必要なものなのかどうか、この費用対効果も考えながら少し研究してまいりたいというふう考えております。

**○中村（吉宏）委員**

確かにスマートフォンはいいのですが、今ふと不安になったのですが、それは歩きスマホの推奨になりませんか。

**○（産業港湾）観光振興室丸田主幹**

歩きながらというよりは立ち止まりながら見たりとか、例えば歴史的建造物なども今、多言語表記でやって読まれている方もおりますけれども、いろいろなところで例えばQRコードなどをかざせば、多言語表記でいろいろな解説が出てくるなどというものもあって、かなりそういうもののコンテンツは充実してきているのかということもありますので、歩きスマホの推奨ということに直接的にはつながらないというふうには考えております。

**○中村（吉宏）委員**

見ながら歩く的なイメージがあったので、そういうふうには聞きました。

地図が得意な方はいいのです。ただ、町なかを歩いていてお店に入って出てきて、あれと方向感覚を失うことはあると思います。そういうときに通りの中でも要所、要所に方向を示すものがあればよりいいのかと思って今の質問をしました。少し見直しが必要だと思うのですが、それを踏まえてどうですか。

**○（産業港湾）観光振興室丸田主幹**

今の御指摘を踏まえまして、そういう必要性があるかについて皆様のいろいろな意見を聞きながら、委員からも御指摘がありました堺町通り商店街の皆様の意見なども聞きながら、具体的にここがこうだよというようなことも含めまして、お話を具体的に聞いてみたいというふうに思っております。

**○中村（吉宏）委員**

ぜひ理事会に確認してみてください。

さらにこの標識、これも所管外だと思うので深くは言いませんけれども、一方通行の表示が分かりにくいとか、一方通行の表示が通りから出てきたら、あと、外国人観光客が分かる避難場所の案内がないなどそういうのも出ていましたので、関係所管のところと調整してほしいと思いますがよろしいですか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

そういった御指摘は各所管部と連携を取りながら、情報共有などを図ってまいりたいというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

続いて、観光振興のためのユーチューブの利用についてということでありました。今日、私は資料1枚要求しておりますが、私からも資料を1枚御用意させていただきましたが、まずこの議論は2年ぐらい前でしょうか、経済常任委員会の中でもさんざんやらせていただきました。私としては、小樽市が自前で動画をつくってPRするよりも、トップユーチューバーを招聘して観光振興をしてもらったほうがいいだろうと、そこに予算をかけるべきなのではないのというお話をしましたけれども、今、この辺の考え方についていかがですか。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

そういったトップユーチューバーやインフルエンサー、そういった方を活用するというのは非常に有効な施策なのかというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

実際にそれを実施してみようかな、あるいは、もう実施しているという状況はありますか。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

いわゆるインフルエンサーを招聘する、そういった事業につきましては、個別の名前が出てこないのですけれども、これまでもそういった事業の実施はございます。

○中村（吉宏）委員

今インフルエンサーというお話がありました。どういうコンテンツ、どういうものを使っていくのか、ツールを使うのかということによって違ってくると思うのですけれども、やはり今、世の中はユーチューブが主流だと思います。インスタグラムとユーチューブというところだと思うのですけれども、ユーチューブに限っていくとユーチューバーの招聘という部分については、2年前はそういう動画を自分たちでつくるという答弁から譲らなかつたのですが、今は有効だということから、ぜひ招聘をしていただきたいと思いますけれども、その辺の考え方はいかがですか。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

ちょうど今、新年度予算などの議論もしておりますけれども、小樽市だけではなくて札幌市とかの連携事業などでもいわゆるインフルエンサー、ユーチューバーの招聘事業などもやっておりますので、その辺で小樽市としての意見なども、そういった連携事業の中でも伝えていきたいというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

一番効率のいい観光振興策だと私は思うので、本当にこれは積極的にやっていただきたいなと思います。

今日、資料要求した中で、例えば自作でつくったというか、小樽観光協会に予算をあげてつくったものが幾つか上がっていると思いますけれども、それぞれチャンネル名と再生回数をお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

まず、令和2年度には「NATURE×OTARU 小樽の海の魅力」ということで、これは大きく5種類の動画がございまして、再生回数につきましては、赤岩編につきましては1,543回、オタモイ編につきましては1,562回、SUP編につきましては1,297回、祝津編につきましては1,957回、シーカヤック編につきましては1,349回となっております。

次に、同じ令和2年度に「小樽よいとこめぐり 気軽に1DAYトリップ!!」ということで、これはミスおたるの2人が市内の地域、あとは市内のいろいろなスイーツですとか、そういった魅力を発信していくということで、全部で34回やっております。これを全部言うとあれですので、平均すると3,000回ぐらいの再生回数なのかと思っておりまして、多いのでいきますと第10回目には朝市をミスおたるが巡ったのです。これが1万9,000回、あとは第20

回目の着物散策ということで、これもその名のとおりミスおたるが着物を着て市内を巡るということで1万4,000回、あと第23回目のラーメン、これもミスおたるが市内のラーメン店を回ったのですが、これも1万6,000回、こういった再生回数になってございます。

最後に、三つ目ですけれども、令和2年度と3年度の2か年にまたがった事業になりますが、「OUR STORIES : from OTARU」ということで、これは大きく本編二つと非常に短い1分程度のもので6本と合計8本の動画になりますが、本編の①の「青の街」というのが日本語で5,300回程度、②「PULSE OF LIFE IN KITASHIRIBESHI」これは日本語と英語共通なのですが、これが2,595回程度、3番目以降が非常に短い1分程度の動画になるのですが、「小樽グルメレポート」が日本語で793回、CITYSCAPE「これからの100年」ということで日本語で583回、「PRODUCT」ということで「歴史と文化の贈り物」これが506回、⑥のLANDSCAPE「オタルスケープ」が非常に大きいのですが、日本語で6万4,000回、⑦のACTIVITY「健やかに生きる」ということで478回、最後に⑧の「北しりべしと小樽」ということで506回、こういった内容になってございます。

#### ○中村（吉宏）委員

今いろいろと示していただきましたけれども、ユーチューブは全国、全世界発信だと思います。ということ考えたときに少し前後ありますが、観光振興として平均など見ていくとこの回数は妥当と言えるのかどうか、所感はどうですか。

#### ○（産業港湾）観光振興室松本主幹

ユーチューブの再生回数、この辺につきましてはいろいろな分析の仕方といいますか、判断の考え方があるのかと思うのですが、以前にも一つの目安といたしまして年間の総再生時間4,000時間以上、あとはチャンネル登録数1,000人以上、こういった数値を一つの事業の効果の検証における参考値としておりまして、この辺からすると一定程度の効果は見られるのかというふうに考えております。

#### ○中村（吉宏）委員

今上がった中にも私が調べた「小樽マリンレジャー」が3か月で再生回数が98回とか、4年前の「北海道小樽の神社例大祭が熱い！！」667回とか、あとなんか「汗活女子」25回とかというのが出てくるわけなのです。いろいろな補助費、補助事業とかも含めてでしょうけれども、ある中で、例えば今日、表を用意したほうでいきますと、もう本当に1か月で1万回を超えるチャンネルですとか、半年で2万3,000回。すごいものになりますと下から5番目の「たっちゃんねる」という私が好きなチャンネルですが、4か月で93万回。という、やはり訴求力があると思うのです。

小樽に限ったものを小樽というテーマで出していくと、やはり見る人は限られると思うのですが、このチャンネルのユーザーは、みんな旅というくくりで見ているわけです。このユーチューバーがどこに旅したのかを追っかけていくということで、90万回とかの再生回数があれば絶対に行ってみようという人も、何割かとははっきり言えませんがいると思うので、そういう目線で少しいろいろリサーチしながら、こういうトップユーチューバーを招聘していく、前もそのやり方をお教えしましたが、交通費と宿泊代を出すよとか、宿泊といっても彼らはビジネスホテルなども泊まるわけです。一流ホテルなどに泊まっていません。そういう庶民的な感覚でやっていらっしゃるのです。そういったところも含めて、来てぜひ好きに歩いてください、好きに撮ってくださいというようなことの訴えかけをして、こういったトップユーチューバーに訴えかけをして、小樽を広めていただくことをやっていただきたいと思いますが、この再生回数などの状況から改めてしっかり取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○（産業港湾）観光振興室松本主幹

市内の交通費ですとか、市内の比較的安価な宿泊施設はそういった実費を負担することで、小樽の魅力を幅広い

全世界的に発信していただけるということについては、非常に費用対効果も高いのかというふうに改めて今、委員のお話を聞いて事業の検討をする際にはそういったことも参考にさせていただきたいと思います。

一つ、うちの事例で資料要求の中で「OUR STORIES : from OTARU」の中の③の「小樽グルメレポート」につきましては、比較的、今の委員の御指摘に近いような形で、中国に非常に影響力のあるインフルエンサーといえますか、そういった方をお招きして小樽の街を本当に自由に歩いていただいて、小樽の魅力ある喫茶店ですとか、お食事などを発信していただく、再生回数は今はまだ800回程度ではあるのですが、こういった取組なども少しずつであります、やっております、今後、委員の意見を踏まえて事業を検討してまいりたいというふうに考えております。

#### ○中村（吉宏）委員

今、外国人ユーチューバーのお話もありましたけれども、今日、表に載せている例えば「韓国生活Rina」とか、「Eivira Tang」とか、「金魚脳」という方たちは、この短期間でもう何万回という再生回数をたたき出しているのです。だからそういう分析もして、こういう方たちは世界中を歩いてくれていますから、世界の中で小樽を知ってもらうという観点からも重要だと思いますので、ぜひ最後に聞きます。

本当のトップユーチューバーを呼んで実証実験ぐらいやってほしいと思うのですが、この点はいかがですか。

#### ○（産業港湾）観光振興室松本主幹

本当にトップユーチューバーを招聘するとなると、費用的な部分がまだ分かりませんので何とも言えませんけれども、非常に高額の場合には、今、いろいろと国でもそういったいわゆるインバウンドについては非常に手当支援などもございますので、そういったメニューなども活用しながら、実証実験については検討してまいりたいというふうに考えています。

#### ○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

公明党に移します。

---

#### ○横尾委員

##### ◎令和4年度歩行者通行量調査結果について

まず、歩行者通行量調査の結果についてということで報告していただきました。これは毎年報告していただいていますけれども、毎年のように質問させていただいていますが、もう一度確認のためさせていただきたいのですけれども、この歩行者通行量調査の目的について、もう一度確認してください。

##### ○（産業港湾）津田主幹

調査の目的ですけれども、中心商店街における1時間当たりの歩行者通行量を計測することによりまして、過去の調査結果との時系列的な比較を行い、商業環境等の変化を把握するための基礎資料とするものであります。

#### ○横尾委員

先ほどの説明の中で、もう一つ目的というような言葉が出てきた気がしたのですが、何かなかったでしょうか。

##### ○（産業港湾）津田主幹

今年度は3月21日にまん延防止等の措置が解除されておりますので、行動制限がない中で、経年での比較や商店街の人出の回復状況などを確認するために行ったものであります。

#### ○横尾委員

そういったものも把握するものとして使っているという確認をさせていただきました。

この調査なのですけれども、結果として平成23年度からの経年の結果が出されていますが、これはいつから始ま

ったものか分かりますか。

○（産業港湾）津田主幹

確認できる範囲では昭和58年からと聞いておまして、このときは小樽商工会議所、小樽市商店街振興組合連合会と市で3年に1回やっていたと記録があります。現在のような年に2回、春と秋に行うようになったのは平成11年度からということでございます。

○横尾委員

基礎資料にしているということで確認したのですけれども、実際の活用というのはどのようなものに活用されているのか、確認させてください。

○（産業港湾）津田主幹

この調査の結果につきましては会議所ですとか、市商連にもお知らせをして、あとホームページにも掲載しているのですけれども、直接的にこれを活用して何かの事業にしているということではなくて、この結果を踏まえまして、通行量の減少傾向に歯止めをかけるために商店街の活性化に関する事業ですとか、あと通行量の減少の原因の一つに空き店舗の増加が考えられますので、空き店舗対策支援事業を強化して実施してまいります。

○横尾委員

実際にこの数字を資料として使っている中で、効果というものが何かしら出ているとかというのはありますか。

○（産業港湾）津田主幹

数字的な効果というのはないのですけれども、実際に通行量が減少しているというのが傾向として見られますので、商店街の活性化事業ですとか、にぎわいづくりの事業とか、そちらを強化しております。

○横尾委員

この数字なのですけれども、例えばアンケートを取るときも、アンケートを取ってこれぐらいの人数が来たら、これは数字として使えるよねというものがあるのですが、この調査の日時が平日2日、日曜日2日というのと、調べ方として20分計測をして3倍にして1時間の通行量を取っているというような数字なのですけれども、先ほど参考資料という話ありましたが、これはやはり確固たる証拠の数字として使える数字ではないのか、あると考えているのかどちらでしょうか。

○（産業港湾）津田主幹

おっしゃるとおり実際に丸々1時間計測、その日1日計測しているわけではございませんので、実数ではございません。1時間のうち20分計測して3倍にして予測といいますか、そういう人数ということで押さえております。

○横尾委員

これは前にも質問して推計だという話で、今、いろいろな機器も発達してきておりますし、平成11年度からこういった形でやっているよという話があったのですけれども、実際に調査しているのも観光客と判断するのは観光マップや旅行雑誌、あとキャリーバッグとか旅行かばん、先ほど言ったようにスマートフォンを見ている方だとか、そういった方もたくさんいらっしゃると思うのですが、そういった方も観光客としてカウントされているのか、スマートフォンを持っているのはいろいろな方がいると思うのですけれども、そういった方はこういう中には一応考慮されてカウントしているのかどうなのかというのはいかがでしょうか。

○（産業港湾）津田主幹

実際のところ職員が目視で計測しておりますので、明らかにかばんを持っていたりとか、旅行のマップを持っていたりですとか、そういった方を観光客としてカウントしておりますので、スマートフォンを手を持ってという方に関してはカウントはしておりません。

○横尾委員

先ほどほかの答弁でもありましたけれども、そういった方も観光客としているのかと思うのですが、具体的にも

う少しいろいろな機器を使ったりだとか、何か工夫はないのかというところは、今、地域活性化起業人が来ていまして、いろいろなことをアドバイスしてくれると思うのですが、そういった方に相談とか、今後、この調査をどうしたらいいのかとか、いい方法はないかなどという相談はされていますか。

○（産業港湾）津田主幹

この調査方法につきましては今、来ていらっしゃるアドバイザーの方にちょうど相談しておりまして、今後、市が導入を検討しております位置情報などのデータを分析できるシステムを通行量調査に活用できるかどうか今検討中でございます。

○横尾委員

ぜひ活用も検討していただきたいなど。いろいろな観光もそうですけれども、回遊性だとかも考えたときにどこに誰が通っているのかというのが分かると、それこそ先ほど出た堺町もそうですが、どういった形で人が流れているのかだとか、そういったことも分かるきっかけになるとと思いますので、ぜひここからになるかもしれませんけれども研究を続けていただきたいと思います。

◎令和4年度企業誘致サポート事業について

続まして、企業誘致サポート事業についてお聞きしたいのですが、サポート事業の調査なのですが、小樽市としてどのくらいの頻度でやっているのか、もう一回確認させてください。

○（産業港湾）由井主幹

この企業誘致サポート事業につきましては、この調査自体は前期と後期に日本立地センターでやっておりまして、まず、令和2年度の後期にやっておりまして、2回目としまして今回の令和4年度の前期ということで、2年に1回やっているようなペースでございます。

○横尾委員

2年に1回というのは何か考え方はありますか。

○（産業港湾）由井主幹

本当は毎年できればいいと思うのですが、調査客体の抽出方法というのでしょうか、そういったものがいわゆる信用会社の評価点とか、従業員の上位とか、そういったもので対象客体を抽出しておりますので、前期後期とやった場合、重複する可能性というのがありますので、ある程度2年に1回というような形で考えております。

○横尾委員

今ある中で効率的にできる回数でということで考えていらっしゃるのかというふうに確認させていただきました。

先ほどアンケートではなくて小樽市のPRもされているとありましたけれども、どのようなものをされているのか、お聞かせください。

○（産業港湾）由井主幹

このサポート事業の一つの特色でもございますけれども、ただ単にアンケート調査をするというわけではなくてこの参加しております14団体の、いわゆる工業団地の特色と言うのでしょうか、そういったものをまとめた産業用地ダイジェストという冊子をつくりまして、これを調査票と一緒に郵送してPRしているということのほか、日本立地センターのホームページにもこの産業用地情報を広告として載せていると。

また、日本立地センターでは調査客体の企業だけではなくて、例えば関連する金融機関でありますとか、ゼネコン、こういったものに対しましても産業用地ダイジェストを送付しているというところでございます。

○横尾委員

しっかりアピールをされているということなのですが、ちなみに2年に1回やっているのですが、ダイジェストは2回とも新しいものに更新されて渡しているものなのか、前回やったときと同じものが渡っているものな

のか、冊子だということだったので、その辺を確認させてください。

○（産業港湾）由井主幹

産業用地ダイジェスト自体は参加されている14団体のものですので、そのときに参加されている自治体が違うので中身は更新されていますし、市から提供している情報というのはある程度、ダイジェスト版はそれほど変わりませんけれども、多少変わっている部分もありますので、そういった意味では更新しているというようなところでございます。

○横尾委員

そういったアピールもされているということで確認させていただきました。

今回、代表質問でもさせていただいたのですけれども、光ケーブルの陸揚局が小樽市に建設が進んでいるというお話がありましたが、こういった事業者は結局は小樽を選んで陸揚局を設置することを決めたと思うのですけれども、ちなみにこの事業者というのは調査対象に入っていたのでしょうか。

○（産業港湾）由井主幹

今回1万4,000社が対象になっておりまして、陸揚局の会社というわけではないでしょうけれども、いわゆる情報サービス業というのが、業種として分類されると思いますが、今回対象として1,240社回答している中で情報サービス業というのは16社ありまして、この16社を確認しましたけれども、この中には含まれておりませんでした。

○横尾委員

まだまだそういった対象ではないところからも実際にそこに立地するというか、設置するようなところもあるということで確認させていただきました。

しっかりと行っていただいていますので、こういうPRの機会もぜひ何かほかにできることがないのかどうかというの、もし何かほかにできることがあるのだったらPRもぜひしていただきたいと思います。

◎宿泊税導入の検討に係るアンケート調査結果(再調査)について

続きまして、宿泊税導入の検討に係るアンケート調査結果についてということで報告がありましたけれども、使い道という部分で選択肢が多々あったのですが、選択肢のどれかにすると、限るという形での検討になっているのでしょうか。それとも観光に必要なものに使うということですが、ある程度、選択肢が三つぐらいになるというものなのか、その辺の考え方をもし聞ければお願いします。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

宿泊税の使い道につきましては、現在、有識者会議の中で提言書を今年度中にまとめるとそういった中で使途は御議論いただいているところでもありますけれども、一応、使途の项目的としては歴史遺産、町並みの保全が一つ目。二つ目に観光インフラの整備、三つ目に受入れ環境の整備、四つ目にマーケティング等に基づく観光戦略づくり、五つ目に観光施策推進体制などの強化といったものが挙げられますということで有識者会議の中では議論いただいていますけれども、選択肢に限定するとか、そういったことではないというふうに認識はしております。

○横尾委員

まずは、限定はされていないということですが、この項目の内容をもう一回確認なのですが、例えば観光地という書き方や観光地の除排雪と書いてあったり、観光地等の公衆トイレの整備というように書いているのですけれども、これは具体的に何か違いとか、想定されているところが違ったりするものがあるのか、お聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

具体的に、アンケート調査の中の選択肢で観光地の除排雪と、ほかに観光地等の公衆トイレの整備というのがあるのですけれども、その辺の観光地の考え方という御質問かと思うのですが、これについては具体的な定義づけはしない中でアンケートをお願いしておりますので、アンケートに御協力いただいている施設で少し受け止めが変わ

るかもしれませんが、いわゆる観光地という形で少し記載をさせてもらったところであります。

○横尾委員

そこまで絞った内容ではなくて、あくまでもイメージしていただくための観光地等というところがあったのかと思うのですが、これは観光に直接関係ない部分で、例えば歩道だとか、街路灯の修繕など、そういったものもこういった中での使い道に入ってくるのでしょうか、お聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

宿泊税につきましては、法定外目的税でありますので、ある程度、目的というのは明確にしていくことになると思います。税の使い道については財政部で適切に判断すると思うのですが、宿泊税については法定外目的税ということで今御議論いただいておりますので、そういったことで御理解いただければと思います。

○横尾委員

この使い道をぱっと見ると結構お金がかかるかと思うのですが、具体的に税額として200円と200円を超える額と設定されていましたが、ちなみに規模的に年間どれくらいになるものかというのが分かれば、こういうことに使えるのだとか、これは少し減らさなければならぬのではないかなるのですが、どれくらいの規模のものなのかというところで何かイメージしているものがあればお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

第3回の有識者会議の中で宿泊税の制度概要ですとか、宿泊税の主な使い道について案をお示しいただいているところなのですが、この中で例えば、定額制とした場合にお一人当たり100円から200円の税を徴収するという場合には、小樽市の宿泊延べ数が約100万人ということで想定すれば、100円で1億円、200円で2億円、こういったことになろうかと考えております。

○横尾委員

宿泊税をもし徴収するのであればその使い道は非常に大事になってきますし、払った方もこういうことに使われているのなら納得いくよねという話になると思いますので、そこら辺の話はいろいろな方からお話を聞きながらニーズがどこにあるのかというのをしっかり把握して検討していただければと思います。

◎データセンター戦略について

続きましては、データセンター戦略についてということでお聞きしたいと思います。

代表質問でお話しさせていただいた中で若干疑問点がまだ残っていましたので、その辺についてお伺いしたいのですが、国内の光海底ケーブルの陸揚局が建設されていて令和5年度末に完成する予定だというようなお話を聞きましたが、これについてももう一回確認しますが、これは誘致活動などをした結果、そこに建設を決めたという形なのか、全くしないけれどもここに建てたいということできたような状況なのか、確認だけさせていただきます。

○（産業港湾）由井主幹

今、委員からお話がありました陸揚局については、市として誘致活動を行ったものではございません。

○横尾委員

来てくれたということで小樽のポテンシャルがあるというか、そういった魅力があったのかと思います。

次に、データセンター用地の確保についてということで、これについても石狩開発株式会社が分譲する石狩湾新港地域の未分譲地が候補地となる可能性があるというふうに答弁していただきますけれども、石狩開発株式会社が分譲する石狩湾新港地域というのは石狩市と小樽市とあると思うのですが、この答弁された内容は小樽市域であるかないかというのを確認させてください。

○（産業港湾）由井主幹

答弁の中で申し上げたものにつきましては小樽市域における、いわゆる銭函4丁目及び銭函5丁目のことでござ

います。

**○横尾委員**

小樽市域の銭函4丁目、5丁目にそういった可能性がある候補地があるということですが、実際、現在確保できる面積だとか、そういったものがあればお聞かせください。

**○（産業港湾）由井主幹**

候補地となり得るとするのは、飛び地というわけにはいきませんので、どうしても一面の用地になりますけれども、そういった一区画分譲可能な面積というのは銭函4丁目、5丁目の石狩湾新港エリアで現状、最大6ヘクタール程度の用地がございます。

ただ、用地を取得するとなりますと、ここは石狩開発が分譲しているところがございますので、石狩開発と協議しながら進めていくというような形になるかと思えます。

**○横尾委員**

しっかり小樽市域にそういった候補地があるということで確認させていただきました。

それで、答弁の中でほかにもデータセンターの誘致に対する市の取組ということで、情報収集を図るために北海道ニュートピアデータセンター研究会というデータセンターの立地活動を行う研究会に加入しているということでありましたけれども、実際どのような情報を収集してきましたか、お聞かせください。

**○（産業港湾）由井主幹**

ニュートピアデータセンター研究会につきましては、これまでも国際ケーブル線の陸揚局に関する情報とか、有識者が集まっておりますので、データセンター設置に向けて、こういった条件であればデータセンターが立地できるのかとか、そういったものをこの研究会のセミナー等でやっておりますので、そういったものを情報収集しているというところでございます。

**○横尾委員**

答弁の内容でいろいろまだまだそれでも情報が足りないという部分があったかと思えます。

データセンターの今後の誘致についてもお聞きしましたが、その中で経済の波及効果について触れている部分がありました。情報通信産業など関連企業の立地が見込まれ、取引拡大や新たな雇用増など市内経済への波及効果も期待できるというふうにあったのですけれども、例えば栃木県栃木市でもデータセンター誘致に向けた取組ということで、このデータセンターを誘致することによってどういうことがあるのかという部分では物流拠点地区としての雇用の創出を保ちつつ、AIやビッグデータ等の活用による自動運転や物流のデジタル化などデータを利用した新たなサービスが広がる効果がありますというふうになっていまして、データセンターが近く立地されることによってこういった今後のデジタル化、データを使ったサービスというのが広がる効果があるということですが、小樽市の答弁の中にはなかったのです。このようなことは知っていましたか。

**○（産業港湾）由井主幹**

こういったネットワークを使ったもの全てを調べ上げているわけではございませんけれども、通信ネットワークの効率化によりまして、今の委員のおっしゃりました自動運転とか遠隔医療、こういった分野に波及していく効果があって関連する企業の立地が見込まれていると認識しております。

**○横尾委員**

新たなサービス、デジタルを使ったサービスは産業港湾部の担当だけではなくてほかにも広がるという部分がありますし、こういったことをしっかり取り組んでいるし、データセンターが来ることによってそういったサービスも増えてくる可能性があるのだよということも共有していただきたいと思っています。

それで、そのほかに税制優遇の話、支援策の話もさせていただき、その中で国や北海道、他都市の財政支援の動向についても注視をしてまいりたいという答弁をいただきましたけれども、注視するということでありましたが、

他市の状況を調査したり、具体的にどこかの市と比較をしたりだとか、そういったものはされていなかったのでしょうか。

○（産業港湾）由井主幹

私どもでデータセンターに関しましては、道内の主要10市のデータセンター立地に伴う優遇制度というのを確認しておりまして、今後につきましても、そういった優遇制度の他都市の拡大とか、そういったものがないかにつきまして、国や北海道と併せまして順次確認していきたいと思っております。

○横尾委員

ほかと横並びでは全国相手ですのではなかなか来ていただけないということもありますし、しっかりとデータセンターの事業者が必要とするようなニーズはどこにあるかということも含めて研究していただきたいと思います。

先ほどの情報収集の話に関連する話ですけれども、経済産業省で令和4年1月にデータセンターに前向きな地方公共団体の募集についてということで、担当のメールアドレスに連絡してくださいというのがありましたが、ここは小樽市は恐らく、募集に申し込んでいなかったのかと思うのですけれども、こちらを確認させてください。

○（産業港湾）由井主幹

前向きな自治体との意見交換ということでございますけれども、この意見交換の取組については把握しておりますが、データセンター誘致というのは、市の方向性というのでしょうか、一定程度事業用地、国では10ヘクタール必要であるとか、そういったようなことも言ってございまして、現状、小樽市内には10ヘクタールというそういった分譲可能な用地はございませんので、こういった面も含めまして応募していないというような状況でございます。

○横尾委員

もう一つ、これは今年6月の話ですけれども、経済産業省が民間事業者によるデータセンター拠点の立地事業化を目指して地方公共団体が行う事業化調査の事業を支援する補助金の募集を始めたのですが、こちらは国内データセンターがやはり集中しているということで、地方分散化が必要だよということで始めたものですが、こちらの情報は入っていましたか。

○（産業港湾）由井主幹

委員のおっしゃいました、この補助事業につきましても把握しておりましたけれども、先ほどと同様に応募はしておりません。

○横尾委員

ちなみにこれは今年度限りのものなのか、今後調査をしたいなと思ったときに来年度あるのかどうなのかが気になる場所なのではございますけれども、こちらは来年度どのようになっているかという情報は入っていますか。

○（産業港湾）由井主幹

先ほど経済産業省に確認させていただきましたけれども、現段階では実施される見込みはないと聞いております。

○横尾委員

令和3年4月に先ほどの北海道ニューピアデータセンター研究会に加入して、それは情報収集をするという目的で入ってきましたけれども、そこまで積極的に絡んでいながら、せめてここの前向きな地方公共団体の募集という部分だけでもしていったりだとかということがあればよかったなと思ったのですが、今のところされていなかったということだったので、先ほども言いましたけれども、このデータセンターの陸揚局があったり、土地もあったりという部分ではありますので、データセンター拠点に限らず、そういったデータセンターの設置、誘致に向けた調査研究もさらに進めていっていただきたいと改めてお願いしたいのですが、こちらについての考え方をもう一回お聞かせください。

○（産業港湾）由井主幹

繰り返しの答弁になりますけれども、データセンターというのは、一般的に投資額が多いので、税込増と先ほど

申しました新たな産業への波及効果というのもございますので、データセンターそのものはやはりほかの企業誘致と比べると、なかなか立地する件数は多くはないので少しハードルが高いかと思いますが、今後データセンターとか陸揚局も含めまして誘致の取組は進めてまいりたいと思っております。

**○横尾委員**

小樽市にそういった可能性のあるせつかくの機会ですので、ぜひ有効に活用していただきたいと思っております。

**◎人口減少対策につながる経済対策について**

続きまして、人口減少対策につながる経済対策についてということでお聞きしたいと思います。

これも前回の予算特別委員会でも少し触れた部分だったのですけれども、もう一回確認が必要だと感じましたのでお伺いしたいと思います。

まず、市長が再選後の第3回定例会の提案説明時に人口が毎年2,000人減っている小樽市の最重要課題は人口減少問題ですとっております。待ったなしの課題であり、対策を進めるということで部長会議などでも全ての事業とか施策は人口減少対策につながるという思いで取り組んでほしいというようなことも言ってらっしゃるかというふうに思いました。

そこでお聞きしたいのですが、小樽市人口減少問題研究会の方たちが調査の結果として挙げていただいた冊子がありまして、それを読んでいて今回も予算特別委員会の中でもお話ししたのですが、その内容について少し確認したいと思うのですが、まずこの中で、小樽市の現状の分析として比較的、高所得を得られる産業が小樽市では弱いということが挙げられます。特に情報通信業、学術研究・専門・技術サービス業に従事する者が少ない。そして、観光都市小樽の中核にある飲食、宿泊業は産業分類の中で最も基本給が低いことは道内だけではなく全国的な傾向であることも留意しなければならない。小樽市内の飲食、宿泊業のビジネスモデルの修正を行わない限り、観光都市化が進めば進むほど市全体の平均所得が下がる危険性があるというふうに言われています。

これについての見解というか、小樽市としてどのように捉えているのか確認させてください。

**○（産業港湾）産業振興課長**

まずこの研究会の結論で言われているところの産業構造の違いというところでお話をさせていただきますと、経済センサス等の統計資料を見ても、小樽市は従業員数の規模を見ても多くは小規模事業者が非常に多いと、あと、業種を見ても小売業ですとか、飲食、サービス業、観光に関連するような事業者が大変多いということは認識しておりますし、また、そうした産業が一般的にも給与水準が低い傾向にあるものと認識しております。

**○横尾委員**

では、この内容についても同じような見解ということですか、それとも少し違うという見解ですか。

**○（産業港湾）産業振興課長**

まず、産業構造の違いというところにつきましては、この研究会の結果と同じというふうに考えております。

**○横尾委員**

次に、北海道の市部において札幌市との比較における所得差と人口動態に有意な関係があると、所得差というのと人口が動く、それについては有意な関係があるということをお示しいただいているのですが、小樽市の場合は所得水準を引き上げれば社会減、自然減とも人口減少に歯止めをかける可能性が高いと言われております。これについてはどのような見解をお持ちですか。

**○（産業港湾）産業振興課長**

人口減少に歯止めをかける要因として、この研究会の結論でも様々な要因が挙げられています。交通ですとか、子育てだとか、住環境、こういった様々な点が指摘されておまして、給与水準の引上げについてもその歯止めをかける要因の一つとなるのではないかと考えております。

○横尾委員

その辺を確認しながら進めたいと思いますけれども、では、平均所得を増加させるための方策はどのようなものがあると考えられますか。

○（産業港湾）産業振興課長

まず、給与水準を上げるということについては、企業の収益改善、こういうものが必要ではないかとも考えます。

また、一方に現状の企業の課題として、新型コロナウイルス感染症の対応ですとか、物価高騰など様々な課題があるとそういうのも事実であると思っております。そういったものを解決するために例えば、企業の業態を変えるだとか、業種の転換、新分野への進出、販路の拡大の取組など、そういった取組が企業の課題解決につながるのではないかと考えております。

そういった取組によって企業の収益率の向上につながって、ひいては給与水準の向上につながる可能性があるのではないかと考えております。

○横尾委員

いろいろな具体的な方策を挙げていただきました。

収益率を上げることによって改善されるのではないかというお話をしていただきましたけれども、この報告書の中にも三つ挙げられています。平均所得を増加する方法としては既存産業、今ある産業の利益率を改善する。今言っていたお話をかと思えます。

そして高利益賃金産業の誘致・育成、高利益で高賃金の産業を誘致する、引っ張ってくる、そしてそこを育成するというお話を書かれています。

札幌市のベッドタウン化の促進という、働くところがなければ札幌市で働いていただいて、住むのは小樽市にさせていただくというようなこの三つがあるということでお話を聞きますけれども、産業港湾部に関係あるのが既存産業の利益率の改善と高利益賃金産業の誘致・育成なのかと思えますが、この中で既存産業の利益率の改善という部分では小樽の製造業について、やはり現状を改善するためには製造工程やプロジェクトの生産管理を見直して管理会計を徹底して、現在埋没していると思われる利益を掘り出して新たな技術への投資をするということで技術者、新しい技術を持った人の雇用を増やすことで今の製造業をより高い利益と賃金を生み出すことができると書いていますけれども、この内容についてはどのような見解をお持ちですか。

○（産業港湾）産業振興課長

繰り返しの御答弁になって恐縮ですが、やはり一重に企業の利益率を向上させる取組というのが必要ではないかと考えております。

小樽市の制度としましては、設備投資の融資の制度とかもやっておりますし、国でもそういったコロナ禍の現状も踏まえて新たな取組、企業のチャレンジですとか、そういったものに補助できるような補助金とかも出ています。そういったものも関係団体で活用したいという声があれば引継ぎするなど、そういった企業の課題を解決するような支援を市として行ってまいりたいと思えます。そういった対応がまずは必要かと思っております。

○横尾委員

しっかりこの状況も把握していただいているということは把握させていただきました。

次に書いているのが、小樽市の中心産業は観光業だと書いておまして、そちらもやはり観光業の中でも飲食、宿泊業は他産業と比べて賃金が低い。これは何が原因かという小樽市の場合は、小樽市の観光産業を見ると低価格帯と高価格帯のブランドとオペレーションの差別化という基本的な対応すら進んでいないように見えるというようなお話でした。

これについてはどのような見解をお持ちか、お聞かせ願えればと思えます。

### ○（産業港湾）観光振興室松本主幹

小樽市の取組としましては、コロナ禍前には観光消費額が大きく、滞在日数が長い欧米濠の地域を誘客ターゲットとする観光施策に取り組んできたところでありますけれども、今後も小樽市のポテンシャルを生かした体験プログラムの構築ですとか、ニーズを捉えた観光資源の磨き上げ、発掘などによりまして滞在型観光の推進を図って観光消費額の拡大に結びつけると、こういった取組を進めていく必要があるというふうに考えております。具体的な取組としましては、一つは国のメニューを活用してしっかりと宿泊施設等の高付加価値化を図ると、これは今年度も実施しております、もう一つ、今ハード面を申し上げましたけれども、ソフト面につきましてはこの本にも書いていますおもてなしの部分です。これは付加価値が高まる、そういったことでつながりまして、今、観光協会でもおもてなしの向上の取組を一生懸命やっております。こういった取組を市としても支援をしておりますので、こういった取組が重要なのかというふうに考えております。

### ○横尾委員

ようやく進んだところなのかと思いますけれども、こういったものが既存産業の利益率を改善することにつながっていくという部分は、しっかり結果が出てくればまたいいのかと思っておりますが、しっかり進めていただいているというお話は、確認させていただきました。

次に書いてあったのが、高利益賃金産業の誘致・育成という部分です。

これは今回の高校との連携の話でも少しさせていただいた部分が絡んでいるのですが、この高利益賃金産業をどうして誘致・育成しなければならないかという、小樽の企業誘致の特徴というのは、雇用量を目標として工場誘致に集中することが多かったのではないかと。そして、地域の失業対策という点では、この政策は間違っていないのだが、人口減少問題を考えるのであれば、最初は絶対数よりも利益率の高い企業の数を増やすことのほうが効果的であるという話を書いていました。

こういった中で、通常工場の移転だと、地域の安い賃金が目的であったり、移転はしてきても、従業員が市外に住んだままであったりするからだというようなことがあって、法人税収入は得られるけれども、人口減少対策にはあまり効果がないというお話がありました、そこで必要なのがICT産業に代表される高利益賃金産業の誘致が必要ではないかという部分でありました。

こういった考え方、ICT産業等の技術集約的産業、高利益賃金産業が必要だという考え方が示されていますけれども、これについてはどのような見解をお持ちですか。

### ○（産業港湾）由井主幹

一般的に、今お話のありましたICTというのですか、情報サービス産業というのは賃金が高い傾向にあるものと認識しております、本市としまして、本年度こういった情報サービス業、サテライトオフィスを誘致するために、市内の視察費用の一部を補助する立地環境視察費用補助金などを創設するなど、誘致の取組を進めているところでございます。

### ○横尾委員

こういった高利益賃金産業の誘致に当たって、立地条件としてはマーケットに近いこと、人材の供給源があること、基礎的なインフラが整備されていることということで、小樽市として、もともとこの条件を満たしているのはマーケットに近い、大都市札幌市に近いというところで、人材の供給源がないということがありまして、今回予算特別委員会において、高校との連携の中で、小樽市のこういった状況も伝えてはどうかとお話をさせていただきました。

その中の答弁で、小樽市と小樽商科大学が共同してつくった研究会の結果がなかなか参考にされていないのかというところが少しあったので、今回確認させていただきましたけれども、この内容も踏まえた上で、しっかりと対策は打っていただいているということが確認されましたので、せっかく研究していただいた報告書の内容ですので、

しっかりとこれは活用していただいて、さらにその上で必要な調査、研究、先ほどからいろいろ言っていますが、エビデンスになるような数字を取っていただくか、そういったものを活用していただきながら、しっかりと効果の出る、先ほど市長の言葉も借りて言いましたけれども、人口減少も待たなしの部分もありますので、産業港湾部におきましても、施策については必ずそちらにつながる施策はありますので、ぜひ進めていただきたい、そのことを伝えて、私の質問は終わりたいと思います。

**○委員長**

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時07分

再開 午後3時28分

**○委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

---

**○面野委員**

**◎宿泊税導入の検討に係るアンケート調査結果(再調査)について**

まず、報告を聞いて、宿泊税のアンケートについて伺ってきたいと思います。

このアンケートの内容なのですけれども、私の所感としては、200円の宿泊税ありきなのかと少し感じてしまいました。

それで、内容についての質問に移っていきなすと思うのですが、まずアンケートの回収率について、前回は35.6%、今回は32.5%ということだったのですが、大体3割強で、今回の調査で若干、回収率が減少したという傾向にあると思うのですが、まず、3割強の回収率でアンケート調査の回収率としては十分なものかということについては、どのようにお考えでしょうか。

**○(産業港湾)観光振興室松本主幹**

アンケートの回収率につきましては、調査対象となる全ての対象施設から回収することが望ましいというふうには考えておりますけれども、やはり実際には難しいと思いますので、実施の際には、なるべく多くの施設の意見を確認できるように努める、そういった考えで実施したところであります。

**○面野委員**

コロナ禍で大分、有識者会議の開催が中止され、間が空いたということで、今回新たに調査を実施したということで御報告をいただいているのですが、今ほど主幹がおっしゃったとおり、アンケートの分母というか、回収が多い方が議論の精度にもつながっていくのだろうと私も思っていますけれども、今回、回収率向上に何か寄与するような取組、そういったようなことはやられたのでしょうか。

**○(産業港湾)観光振興室松本主幹**

回収率向上のためには多くの施設の意見を確認できるように、アンケート調査を回答する御負担を軽減するために、調査項目というのは厳選したつもりでおります。これは前回の調査も同様でございます。

また、調査結果につきましては、施設から回収する方法は郵送でお願いしておりまして、返信用封筒を御用意して、料金は着払いとするといったことはさせていただきました。

また、提出期限に回答がなかった施設につきましては、電話連絡をして、アンケート調査への協力をお願いをし

ておりまして、未回答の施設については、電話連絡が可能なところは全て連絡をさせていただきました。

#### ○面野委員

対策は打たれては来たのですが、なかなか回収率の伸びにはつながらなかったということで、面倒という部分もあるのでしょうか、実際に該当する事業者になってくるわけですから、宿泊税に対する関心度が薄いのか、本当に忙しくてアンケートの回答ができなかったということなのかは分かりませんが、実際に回収率が高いか、低いかというのはほかと比べることができないので、何とも言えないところはあるのですけれども、もう少し多くの事業者の方には御意見はいただきたいというのが率直な私の意見でした。

次に、内容に入っていきたいと思うのですが、施設における宿泊金額の区分について、大分、前回アンケート時よりも宿泊料金が高い施設が増えているという印象を受けております。その結果、宿泊税を定額の200円とした場合に、宿泊料金が上がっているから影響があると言っている業者が減ってきているのかとまず思います。

一方で、簡易宿所は定額200円がいいのかどうか分かりません。民泊については定率がよいということで、前回調査よりも増加しているのですが、多分これは単純に民泊の場合は、リーズナブルな宿泊料金なので、後ほどにも御説明はさせていただこうと思うのですが、2,000円で泊まれるところ200円だったら10%ということになるので、少し割が悪いということで、定率がよいということになっていると思うのですが、有識者会議の中でメンバーを見ていると、簡易宿所とか民泊の意見を酌み取る団体がないのかとお見受けするのですが、その点についてはいかがでしょうか。

#### ○（産業港湾）観光振興室松本主幹

委員が御指摘のとおり、有識者会議の委員の中には、簡易宿所ですとか民泊施設を代表する団体から委員が選出されるといったことはございません。実際に有識者会議の中には宿泊施設の代表として小樽ホテル・旅館組合と朝里川温泉組合、小樽ホテルミーティングから代表者が参加してございまして、これらの団体は非常に大規模な施設でございますけれども、小さな宿泊施設も組合員にはなっておりますので、多様な施設の意見がある程度吸い上げられる、そういった形にはなっているのかというふうには考えております。

#### ○面野委員

まず、有識者会議のメンバーについての所感を伺いましたけれども、次に、宿泊税の金額、定額どうするのかということで、アンケートの中には5万円以上の宿泊料金の施設が5件ほどあるということで、今回アンケートの結果が出されているところなのですが、例えばですけれども、5万円の宿泊料金で200円だとすると、これは率にすると0.4%です。倶知安町が行っている宿泊税の2%の定率制で踏襲すると、5万円だとすると1,000円の宿泊税がかかる。

一方で、簡易宿所、民泊の宿泊料の最安値、これは市のホームページを参照させていただいたのですが、一番安いところでは2,000円というふうになっておりまして、これだと200円の場合、10%になるのです。2%の場合だと40円ということになるのですが、現在、宿泊料金だけを見ても、かなり施設の多様化が進んでいるし、また、その需要として観光客、旅行者の旅行の仕方も多様化しているのだというところが読み取れると思うのですが、定率制の議論も視野に入れるべき、全くしていないわけではないと思うのですが、定率制もやはりこういう背景を踏まえると、定率制の意見も本来あってしかるべきかと思うのですが、その辺については、まずどういうふうな格好で考えているのか。

これは、先ほど有識者会議の中には民泊・簡易宿所の団体の方がいらっしゃらないと伺ったのですが、事業者の皆さんの意見を聞ける場合は、アンケート以外では今後実施しないのか、その辺についてはどうでしょうか。

#### ○（産業港湾）観光振興室松本主幹

初めに、定率制も視野に議論する、この点につきましては、現在、有識者会議の中で宿泊税の制度概要について御議論いただいております。年度内に提言書をまとめるように、委員の皆様にも御尽力いただいておりますので、そ

の内容をしっかりと確認させていただきたいというふうに思っております。

また、簡易宿所等、民泊等の意見を反映する機会につきましては、現在、有識者会議の中で提言書をまとめた後のスケジュールといいますか、こういったことが必要だよねということを確認しているのですけれども、提言書をまとめた後に、最初に市で宿泊税の制度概要案をまとめて、市内宿泊施設の皆様に説明する場は必要だというふうに考えておりますので、そういった機会を確認していきたいというふうに考えております。

#### ○面野委員

私自身も定額がいい、定率がいいということは、なかなかすごい難しい問題だと思っているので、どちらがいいという派ではないのですけれども、より幅広く御意見を聴取して、この制度の運用というか制度化を目指していただきたいと。ただ、大型の施設になると部屋数もあるので、単純に事業所が多い、少ないだけではなかなかないので、そういった観点からもすごい難しい制度の構築・構成の仕方になるのだらうと思っておりますので、ただ広い声は聞いていただきたいと思います。

次に、税の使い道について、除雪に充てるべきだという声が増えておりまして、逆に防災対策については、すごい下がっている傾向をお見受けするのですけれども、現在、観光業に特化した除雪としては、観光に配慮した除雪という取組を数年前から行っていると思うのですが、要はその取組が効果的ではないがために、こういったアンケートに反映されたのかと私は個人的に推測しているのですが、実際、観光に配慮した除雪というのは、所管は違うのかもしれないのですけれども、どういった取組をされているのか、何か所見をお持ちであれば御説明をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

#### ○（産業港湾）観光振興室松本主幹

今、委員からありましたけれども、建設部で所管していますが、いわゆる主要な観光エリアを、たしか12か所だったかと思うのですけれども、そういったところの除雪について行っている事業だと思っております、この建設部の事業が、今回の宿泊税のアンケートにどのような影響があったのかどうかについては少し分析等が十分ではないのかもしれませんが、把握はしてございません。

#### ○面野委員

次に、災害対策施策についても、アンケートの結果では今回すごい軒並み下がっている傾向が捉えられるので、前回アンケート、令和2年2月の調査のときから観光客に対する災害対策で、何か施策事業を実施した結果、これは災害対策、今、結構進んでいるねというマインドからこういう結果につながったのかを知りたいのですが、前回のアンケートから今回までの期間で、何かそういった災害対策に対する施策を実施しているのでしょうか。

#### ○（産業港湾）観光振興室松本主幹

前回、令和2年2月から今回のアンケートまでということですが、具体的には、観光協会以小樽観光ガイドマップを毎年作成しておりますが、この観光ガイドマップの中には避難場所を掲載しております。

また、災害があったときには、公共交通機関ですとか、そういったところの利用情報が観光客の皆さんは必要なのかと思いますけれども、そういった情報を発信している北海道旅の安全情報があるのですが、こういったところをそのガイドマップの中で御紹介するといった取組は実施してございます。

#### ○面野委員

先ほど除雪の状況が把握されていないということではあったのですけれども、ただ、横尾委員の御質問の中にも、どういふふうに使っていくのだというお話で、財政部がきっと所管するのだらうという、たしかそんな趣旨のお答えだったと思うのですが、やはり観光振興室としても集める制度はつくるけれども、使い道というのをしっかり明確にした上で運用していかなければいけないので、状況が分からないのに、除雪に使ってほしいという意見があるから、では建設部所管の除雪に集まった税金を使いましょうというような議論にはきっとならないと思うのです。もっとしっかり明確に、どこをどういふふうにするのだとか、そこにどのぐらいお金を割くのだという議論を踏ま

えないといけないと思うので、まだ先の話にはなると思うのですけれども、関係する予算を執行しない部署だからということではなくて、やはりその辺の使途の使い方にも含めてなのですが、他部署だからといってそちらにお任せするのではなくて、しっかりその辺も分析させた上で、使途の検討も進めていただきたいと思います。

次に、今回宿泊税がメインで検討されているのですけれども、この後はやはり法定外目的税ということで、宿泊税のみではなくて、以前、我が会派の高橋龍議員も入域税という言葉を使って、もっと幅広く観光税として検討すべきではないかということで御提案を申し上げていたのですが、今回はまず提言書が市長にお渡しされるのですが、その後というのは、この有識者会議なり、観光税、法定外目的税を検討する何かしらの場合は引き続き設置されるのか、その辺についてはどうでしょうか。

#### ○（産業港湾）観光振興室松本主幹

初めに、宿泊税に関しましては有識者会議の中で議論をすると。これは本市の財政状況などを踏まえて、今後、観光振興のために新たな財源が必要なのだといった共通認識の下に、第1回有識者会議の中で、いろいろな課題はあるけれども、宿泊税の議論を進めましょうということで合意をいただいたという経緯があります。

ですので、今後、宿泊税以外の財源について議論の場が必要、それについては、そういった財政状況ですとか、新しい観光振興のための対応が求められる、そういったことで必要があれば検討することというのは可能性はあるというふうに考えております。

もう一つ、有識者会議につきましては、基本的には、宿泊税について検討して提言をまとめていただく。その後、先ほどの提言をまとめた後に、市で宿泊税の制度概要案を宿泊施設の皆さんに御説明するというのを予定してございますので、そういった意見などは、有識者会議の皆さんに一度戻して、慎重に市で判断しながら進めていく必要があると思っておりますので、そういったところまでは、有識者会議の皆さんにお諮りしながら進めていきたいというふうに考えておりますけれども、その後の宿泊税以外の税についてお諮りするか、そういった予定は今のところは考えてはおりません。

#### ○面野委員

最後に、コロナ禍前にはなるのですが、北海道においても観光税の導入が検討されていたと思うのですが、現在その状況についてどういった状態になっているのか、お聞かせください。

#### ○（産業港湾）観光振興室松本主幹

北海道では令和元年12月から令和2年2月までの間に、（仮称）観光振興税ということで、観光振興税に係る懇談会を3回ほど開催してございます。これは北海道議会に御報告されたといったことまでは聞いておりますけれども、それ以後のことにつきましては、現在承知はしてございません。

#### ○面野委員

先ほど中村吉宏委員の御質問でも、まだ2年ぐらいかかるということだったので、いろいろとまだ議論を詰めなければいけない点もあると思っておりますので、また引き続き御報告をいただければと思います。

#### ◎産業港湾部所管の新型コロナウイルス対応事業継続支援金等の実施状況について

次に、資料3の産業港湾部所管の新型コロナウイルス対応事業継続支援金等の実施状況について、1点、2点お聞きしたいのですが、まず、期間が延長されたということで、たしか北海道の緊急支援金の申請書の写しのようなものを申請すればいいという、割と条件が低いような支援金の手続だったと思うのですが、そちらは間違いはないでしょうか。

#### ○（産業港湾）産業振興課長

御指摘のとおり北海道で実施しております道内事業者等事業継続緊急支援金を申請して、決定通知書をつけていただければということで実施しております。

## ○面野委員

まだ期間の途中ではあるのでしょうかけれども、個人事業主も法人も、支出済額が当初予算で見込んでいた件数のおよそ半分ですよ、これは北海道の事業でもあるので、きっと北海道と小樽市の予算見込み件数は、多分同じぐらいで見込んでいたと思うのですが、この差については期間的なものなのか、それともこの支援を受けられる条件的なものなのか、はたまた周知活動が足りないのか、いろいろ影響というか考えられると思うのですが、その辺はどのように分析されていますか。

## ○（産業港湾）産業振興課長

北海道の状況を確認しましたところ、当初では7万件ほど見込んでいたようですが、実際はそこまで申請が多くなくて、見立てとしては5万件でもよかったのかというような話は少し聞いております。

小樽市の状況でございますけれども、こちらの件数の見立ては、これまでの支援金の割合ですとか、令和2年度に実施した事業の実態調査の中にコロナ禍でどのぐらい影響を受けましたかという、何%という項目がありまして、それに今回の条件を当てはめて、件数を予想したというのがございます。

ですので、周知は新聞折り込みも2回やっておりますし、御相談があれば、随時相談には乗りますし、関係団体に依頼等をしておりますし、そこについてはやれてはいるのかとは思っております。

## ○面野委員

私も何件かお尋ねをいただいたのですが、結構燃料が上がってしまったとか、仕入れの値段が上がってしまったとかで、割と条件、ハードルが低いので該当するという話をしていたので、結構多いのかと思ったのですが、意外とそうでもなかったということで、延長もされたということで、また今後を見守っていきたいと思いましたが、この質問は以上で終わらせていただきます。

## ◎（仮称）堺町駐車場整備事業について

次に、資料はないのですが、観光駐車場のお話を主幹がされていて、先ほど国有地と民有地の売買契約を今後結んでいくと伺ったのですが、指定管理制度で債務負担などそういったような提案をこれから検討していくということだったので、基本的なことをお聞かせいただきたいのですが、例えば指定管理制度にしたときに、小樽市でまず土地を3億何がし数千万円で買って、また来年度整備工事をする。結構なインシヤルコストがかかっているわけですが、指定管理をしていただいて、そこで収入、支出が出てくると思うのですが、小樽市に最終的に入ってくる収入は全くないものなのか、それとも何かあるものなのか、その辺についてはどうイメージすればよろしいでしょうか。

## ○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

今、観光駐車場の使用料のお尋ねですが、現在は市に止める場合は2時間まで無料でやっておりますし、北一硝子の札幌側に2時間以上止める場合は、北一硝子でお金を取るというような形になっています。

今、市営駐車場として令和6年度の供用開始を想定しているのですが、この駐車場の使用料については、先ほども少しお話ししましたが、公の施設として条例で設置しまして、使用料を取っていくというようなことで考えております。

この使用料のところ、指定管理者制度で行うという場合に、上りといいますか使用料は、他都市の状況なども見ますと、利用料金制度ということで、取った収入を受託者がそのまま管理費用の中に受け取れるというやり方、これがかかり多くなる場合、他都市の例でもあるのですが、例えば、想定管理コストを除いた分でプラスアルファがある場合は、決め方にもよるのですが、受託者と市で、どのようなふうかは分かりませんが、案分して返してもらうというか、そういうふうな形でやることができるのではないかと、今のところ想定しております。

ですから、令和4年度でいいますと、国の賃借料としてざっくりですが、使用料として800万円、北一硝子

の委託料で1,200万円、合計2,000万円ぐらいの費用をかけて今この駐車場を運営しているのですが、これのトータルが利用料金制として戻ってくるようなことになれば、市の負担というのがぐっと減ることができるのではないかとそのような想定をして検討している、制度を設計しているというような状況でございます。

**○面野委員**

ただ、もうけてほしいという意図では全くないのですけれども、土地を買収した返済とか償還ももちろんあると思いますので、その辺は収支バランスといたしまして、そういったのも少し考えた上で、制度設計をしていただきたいと思います。引き続き制度設計については検討されるということで、また逐一御報告をいただければ幸いです。

**◎議案第18号工事請負変更契約について**

次に、議案第18号工事請負変更契約について、(仮称)第3号ふ頭市営上屋33号ターミナル改修工事の工事請負変更契約ということで、老朽化によって外壁、土間、屋根、それからオペレーションをスムーズにするためにサインをつけるということだったのですが、まずこちらの完成時期と稼働時期、できれば多分稼働するのは、クルーズ船が寄港するときからということになると思うのですけれども、稼働時期についてお聞かせください。

**○(産業港湾)港湾室長**

クルーズターミナルの上屋の部分の完成時期につきましては、今年度末の完成を予定しております。

それと、クルーズ船の関係の対応につきましては、来年度は4月10日に第1船が入ってくる形になっております。

それ以外に外国船社、日本船社というのはございますが、おおむね大体10月までがクルーズのシーズンとなっておりますので、その時期まで随時入ってくる形で、現状でたしか二十四、五隻ぐらいの予定だったかと考えております。

**○面野委員**

二十四、五隻、少しずつコロナ禍前に戻ってきているという印象を受けました。

今、仮称という格好で施設名は示されているのですが、正式な施設名はどういったお考えなのでしょうか。

**○(産業港湾)港湾振興課長**

今、仮称ということで、工事名称として(仮称)第3号ふ頭市営上屋33号ターミナル改修工事ということで工事名はつけさせていただいております。今、改修している上屋なのですが、ターミナル機能を現在ある上屋の一部に改良して機能を導入するというものでございまして、建物自体全体としては、正式名称としては、市営上屋33号のままということで考えておりますが、ターミナルとして使用する際、分かりやすいように、施設の名称としては小樽港クルーズターミナルということで考えております。

こちらにつきましては、他港の事例を参考に見ても、国内のクルーズターミナル、ほとんどが港名にクルーズターミナルという表記を合わせたものが主流となっておりますので、これを踏まえてこのようにしたいと考えております。

**○面野委員**

次に、ターミナル機能の概要について伺っていきたくと思いますが、こちらのターミナルでC I Q業務、いわゆる税関、出入国管理、検疫などが行われると思うのですけれども、まずそれらを行う機関については、どの機関が行うことになるのでしょうか。

**○(産業港湾)港湾振興課長**

こちらのターミナルで行う機能として、外国から船が入ってくる際ということで考えますと、今、委員のおっしゃったとおり、C I Q、税関の関係、出入国の関係、検疫の関係というものの検査等が行われるということになります。

税関につきましては、小樽市でいえば、小樽税関支署が行われるということになると思いますし、出入国の在留

管理ということになりますと、札幌出入国在留管理局の小樽の部分で行われる形になると思います。

また、検疫につきましては、小樽検疫所や植物防疫所、動物検疫所というところが担当されることになるかと考えております。

**○面野委員**

C I Q業務が行われるということなのですが、この施設の中で業務を行うに当たって、その使用料は徴収できるものなのでしょうか。

**○（産業港湾）港湾振興課長**

ターミナルでの使用料につきましては、ターミナルを使用する際には、船会社側にどの程度負担していただくかというところは出てくるかと思うのですが、他港の事例を確認しているところでは、他港では使用料は徴収していないというところが多くなっております。

私どもといたしましても、こちらのターミナルを整備しまして、クルーズ船の利便性を高めていって誘致を進めていきたいというところで考えておりますので、誘致を進めることによって船が来れば、入港料、係船料、そのほかの港湾施設の使用料が小樽市にも入ってきますし、また、観光という面では経済効果も多く望めると考えておりますので、取りあえずは誘致活動に向けて、こちらの施設をPRしていきたいということで考えております。

**○面野委員**

次に、施設の収支といいたしでしょうか、今、使用料は徴収できないということで伺ったのですが、今まで屋外テントで対応されていたり、船の中でもC I Qがされていたりということで、さほど維持費はかかってこなかったのかと思うのですが、これからは電気代とか清掃などといった維持費的なものが発生すると思うのですが、維持の業務はどういうふうに行っていく想定でいるのでしょうか。

**○（産業港湾）港湾振興課長**

施設の維持管理につきましては、基本的には港湾室が直営で行っていくものと考えております。

施設外の清掃等、こういうものについては、委託業務として出すということも考えておりますが、そういったところでは港湾室が直接やっていくということで考えております。

**○面野委員**

先ほど室長から、今年は4月10日から10月ぐらいまで大体24回の寄港を予定されているということだったのですが、それ以外、いわゆる冬期の施設の稼働はどのような想定になっておりますか。

**○（産業港湾）港湾振興課長**

今御質問のありました冬期の施設の利用ということでございますが、先ほど少し御説明させていただいたのですが、上屋の一部を今改修して、使用させていただくということになっておりますが、基本的には上屋の機能ということが基本になっております。

そして、クルーズシーズンだけクルーズターミナルとして使うという施設で考えておりますので、冬期間につきましては、上屋ということで貨物を収納する施設として使用していきたいと考えております。

**○面野委員**

冬期間は全部、施設全体が上屋になるという考え、想定なのだという事なのですが、それでは、上屋としての使用料収入は想定されるということでよろしいでしょうか。

**○（産業港湾）港湾業務課長**

冬期間の上屋として使用する部分につきましては、通常の上屋使用料を頂く予定でおります。

**○面野委員**

私は、荷物の出し入れのことは詳しく分からないのですが、要は冬期間に荷物が回せるものを事業者に使っていただく、そういったイメージでよろしいのでしょうか。

○（産業港湾）港湾業務課長

そもそも使っているところがノーススタートランスポート株式会社でありまして、主に融雪剤、取り回しの利くようなものを冬期間は、こちらも使ってというような荷物の回し方になると想定しております。

○面野委員

最後に、小樽港長期構想の中で、たしか第3号ふ頭の指定保税地域が第2号ふ頭へ機能移転されるという方向性が示されていると思うのですが、今お聞きしたのは第3号ふ頭の中の指定保税地域の部分になると思うのですが、その後の進捗状況と機能移転が完了する年次については今どのような想定でいるのか、お聞かせください。

○（産業港湾）港湾業務課長

今御質問が2点ありましたので、前段の部分を私から御答弁させていただきますけれども、まず、今回の供用開始に向けての進捗状況ということですが、33号上屋全体面積3,600平方メートルございまして、ターミナル部分として使用を予定している部分が1,708.56平方メートルございます。これにつきまして、函館税関小樽税関支署で、令和4年8月29日に公聴会を開催いたしまして、令和4年9月6日から指定保税地域の一部指定取消し、これはいわゆる減坪と言われているかもしれませんが、この措置をしたところでございます。これが現況でございます。

○（産業港湾）港湾室主幹

私から、指定保税地域の移転完了の時期について御説明させていただきますけれども、小樽港としましては、今後、物流空間と交流空間のすみ分けを行って、効率的な埠頭再編を行いたいと考えているというところで、今、委員のおっしゃったように、第3号ふ頭の指定保税地域については、第2号ふ頭へ移転しまして、第3号ふ頭は交流拠点として整備してまいりたいと考えておりますけれども、今第3号ふ頭には、今回の33号上屋のほか、2棟の上屋がまだ利用されている。また、屋外では中古自動車も取り扱っているというような状況でございまして、現在進めている第3号ふ頭及び周辺再開発が当面の整備として整備をしている状況でございますので、全て移転できる環境が整うにはまだ時間がかかるというようなことで考えてございます。

○（産業港湾）港湾担当部長

今の指定保税地域の移転の関係で答弁させていただきましたが、1点補足で御説明させていただきます。

当面の整備の段階での指定保税地域の解除の関係ですけれども、今、業務課長からターミナルの部分の説明がございましたが、埠頭の基部側でございます大型バス駐車場も指定保税地域を同時に解除することで進めていますので、当面の段階は、大型バス駐車場とターミナルの部分が指定保税地域の解除になる。

そして、その後は指定保税地域自体を全体的に動かすということになりますけれども、それにつきましては今、港湾室主幹から説明があった形で、長期的な視点で対応していくことになろうかと思っております。

○面野委員

第3号ふ頭及び周辺再開発計画の中では、たしか観光商業施設が建ったり、34号上屋が観光船ターミナルになったり、緑地の整備をしたりということで、要はそれらの計画の中で今位置づけられているものが終わると同時には、指定保税地域の解除にはならないという見込みですか。もっとかかるというような、まだ時間がかかるという御答弁だったのですか。

○（産業港湾）港湾室主幹

今、委員のおっしゃるとおり、当面の整備の中ではまだ上屋が残っているような状態です。今回整備するのは、クルーズ船のターミナルと大型バス駐車場のところは交流空間として使えますけれども、残りはまだ物流空間として指定保税地域も残りますので、将来的には全部が移転できるときに、指定保税地域も一緒に移転していきたいというような考え方でございます。

○面野委員

ビジュアル的なお話なのですが、今バリケードというか、ネットみたいなものを張られているのではないで

すか。要は、大型バス駐車場が、ターミナルの手前ですか、向かって左手側にあつて、その奥に33号上屋があるというような感じなのですけれども、はずれたところはやはりネットをかけられない、多分、割と行き来自由なビジュアルになるのですよね。

○（産業港湾）港湾室主幹

今の大型バス駐車場とクルーズターミナルは隣り合わせというか続いていますので、そちらはクルーズの利用者の方は出入りはできますけれども、指定保税地域で残る部分については、人の出入りはできないというような形になります。

○面野委員

見た目のビジュアルとしては、やはり何かバリケードというか、柵みたいなもので指定保税地域はくくられてしまうというような見た目になるという認識でよろしいですか。

○（産業港湾）港湾整備課長

今、委員がおっしゃるとおり、指定保税地域と駐車場の間には1.8メートルの柵がつくことになっております。

○面野委員

相手というか荷物のあることなので、多分、港湾室だけの努力ではなかなか進まないこともあろうかと思うのですが、いかんせん交流空間として今、第3号ふ頭の開発を進めておられると思いますので、クルーズ船から降り立った方、それから、観光商業施設に来られる方、緑地を楽しみに来られる方、1.8メートルのバリケードは大体このぐらいのネットにはなると思うのですけれども、少しその雰囲気とはマッチしていないものになるのだろうという雰囲気、空間にはなってしまうと思うので、できるだけ早く指定保税地域の機能移転は進めていただきたいとお願いして、私の質問を終わります。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

共産党に移します。

---

○高野委員

◎令和4年度企業誘致サポート事業について

ほかの委員からも質問があったと思うのですけれども、まず、企業誘致サポート事業について伺いたいと思います。

令和2年度から行っているということでしたけれども、前回の令和2年度と今回の令和4年度ということで、令和3年度はされていないということでもよろしいのでしょうか。

○（産業港湾）由井主幹

令和3年度はやっておりません。

○高野委員

前回の調査、そして今回の調査と比べて、何か大きく変わったところがあればお知らせください。

○（産業港湾）由井主幹

過去の調査と傾向分析を行うという観点から、大きな質問項目の変更というものはございませんけれども、令和2年度の調査にありました「新型コロナウイルス感染拡大に対する将来的な設備投資の状況」という質問項目がなくなりまして、予定検討を含みます新たな事業展開に対する回答項目に、近年の経済情勢を踏まえましてM&Aの状況、コロナ禍の新たな設備投資、新製品、新サービス、あとカーボンニュートラルの視点から脱炭素対応の新たな設備投資といったものが含まれている点の変更点となっております。

○高野委員

参加団体が14団体ということなのですが、どういった自治体が入って、どういった企業が入っているのか、お知らせください。

○（産業港湾）由井主幹

自治体名等を全部述べたほうがいいのかという形になりますと、北海道千歳市、小樽市、福島県喜多方市、福島県伊達市、福島県南相馬市、茨城県笠間市、栃木県、栃木県土地開発公社、東京都大田区、福井県大野市、三重県津市の土地の開発会社であります株式会社グローバルホーム、奈良県、和歌山県橋本市、徳島県つるぎ町となっております。

○高野委員

あまり道内がないのだということを思いましたけれども、今回14団体ということですが、参加団体はそのときによって違うのか、その辺はいかがでしょうか。

○（産業港湾）由井主幹

毎年やっている自治体もあるとは聞いておりますけれども、ある程度参加している団体は変わっていると聞いております。

○高野委員

対象企業の業種も掲載されているのですけれども、これに載っていない業種はあるのか、その辺はどうでしょうか。

○（産業港湾）由井主幹

今回調査対象となっているのは、資料にあります業種のみということでございます。

○高野委員

それでは、小樽市を立地候補地として関心があると回答した企業の中で、計画がありが2社で、関心があると回答しているところもあるのですけれども、こうした小樽市を立地候補地として関心があると回答した企業に対して、訪問ですとか、小樽市を選んでもらえるような取組はされてきたのか、その辺はどうでしょうか。

○（産業港湾）由井主幹

委託業者であります日本立地センターからは、訪問や電話、メールなどでヒアリングしました企業につきまして、企業ごとに企業訪問記録という詳細な報告がされておりますので、その内容を確認の上で対応を決めております。

小樽市に関心があると回答した企業で、既に小樽市内で創業済みの企業や、小樽市外の企業でも既に定期訪問をしている企業もございますので、こういった企業につきましては、既に設備投資計画などの情報収集は行っておりますので、改めての訪問は予定しておりません。

新たに小樽市に関心があるとした企業で、新規立地の計画がないと回答した企業でありましても、中身を調べましたら、代表者が小樽市にのゆかりの方であったりとか、既に札幌市内に営業所があるといった企業は、小樽市内の立地の可能性がございますので、企業訪問を行い、情報収集に努めているほか、お電話をしたら、年内は少し忙しいということで、年明けに行くような企業もあるところです。

また、記録を見ましたら、現工場の敷地内に余裕があるとか、現在、地元密着企業だから移転の可能性はないということで回答している企業もございますので、こういった企業に関しましては、訪問ではなくて、御挨拶のお手紙と立地環境や優遇制度を周知するためのパンフレットを郵送しているような形で対応しております。

○高野委員

計画がないというふうにされているところでも、郵送等いろいろされているということが分かりました。

では、令和2年度の前回の調査になるのですけれども、前回の調査で実際に関心があるということで、こちらからアプローチして立地に結びついたことはあったのか、その辺はいかがですか。

○（産業港湾）由井主幹

令和2年度に実施した際に、小樽に関心があるなど、そういった企業を回っておりまして、その中で1件情報を得た食品製造を営む企業が、今年8月に銭函4丁目に立地しておりまして、令和7年中に操業するというようなお話を確認はしております。

○高野委員

今後も誘致にぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

◎産業港湾部所管の新型コロナウイルス対応事業継続支援金等の実施状況について

次に、資料3の産業港湾部所管の新型コロナウイルス対応事業継続支援金等の実施状況について報告があったのですが、資料3の産業港湾部所管の新型コロナウイルス対応事業継続支援金等の実施状況について報告があったのですが、その中で、小樽市事業継続緊急支援事業は道内の事業者等の事業継続緊急支援金を支給要件とされているのですが、まず、道の変更前と変更後の期間をお知らせください。

○（産業港湾）産業振興課長

まず、道の期間についてですけれども、変更前は10月31日まで、変更後は12月23日までとなっております。

○高野委員

では、小樽市の変更前と変更後についても、お知らせください。

○（産業港湾）産業振興課長

小樽市につきましては、変更前が12月28日、変更後が来年の2月28日までとなっております。

○高野委員

それでは、道から申請受付期間を延長しますというのはいつ頃に来て、市も延長を決めたのはいつなのか、そこらも御説明ください。

○（産業港湾）産業振興課長

北海道から通知を受けたのが10月19日になります。その後、我々で検討しまして、決定して、議員の皆様にも10月31日にお知らせをしたところでございます。

○高野委員

31日にお知らせをしたということなのですが、実は私の下に11月30日に道内の事業者の支援金が延長したと聞いているが、小樽市は延長されているのだろうかという問合せがあって、小樽市も延長されていることをその方にお伝えしたのですが、先ほどの実施状況を見ましたら、まだまだ件数が伸びていないということを見ると、知らない事業者もいるのではないかと少し思いましたので聞きました。

こうした支援金の延長については、どのようにお知らせをしたのか、御説明をお願いします。

○（産業港湾）産業振興課長

延長につきましては関係団体に周知をするほか、小樽市のホームページなどに掲載をしまして、新聞の折り込みにも、第1回目が8月21日に折り込みをしまして、2回目ということで12月4日にも折り込みをしたところでございます。

○高野委員

12月4日にも折り込みをしたということでした。今後もそういった支援金について広くお知らせをお願いしたいと思います。

◎宿泊税導入の検討に係るアンケート調査結果(再調査)について

次に、資料4の宿泊税導入の検討に係るアンケート調査の結果も踏まえて、質問をしたいと思います。

ほかの委員も質問されていますので、重複することもあるかもしれませんが、質問します。

今回の調査、そして前回の調査を見ると、宿泊税を導入した場合の影響については、前回より影響を心配する回答率が高くなっているのですが、そこについてどのように思われたのか、お願いします。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

宿泊税を導入した場合の影響につきましては、委員が御指摘のとおり、「多少影響があると思われる」施設と「かなり影響がある」施設を足しますと77%、前回は73%でしたので、4%ほど上がりましたがけれども、この内訳を見ますと、「かなり影響がある」については、前回36.5%であったものが、今回「かなり影響がある」とお答えになったのが21.2%となっておりますので、そういったことから、我々の受け止めとしては、少し理解が進んでいるのかというふうに認識してございます。

○高野委員

それでは、市内主要12宿泊施設の宿泊者の状況を直近の人数が分かれば、お知らせください。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

現在、宿泊施設も最近ホテルが幾つか増えておりまして、市内中心部と朝里川温泉地区と合計で15施設を調査しておりますので、過去との簡単な比較が少し難しい部分はあるのですがけれども、令和3年度と令和4年度を比較しますと、例えば上期に関しては233%の状態、宿泊施設の宿泊客数の数字を申しますと、15施設で比較しますと、令和3年度が上期で12万2,000人、一方、令和4年度は28万4,000人というふうになってございます。

○高野委員

それでは、先ほども答弁があったと思うのですが、どのようなスケジュールで宿泊税の導入を進めようとしているのか、その辺をお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

宿泊税導入に向けた今後のスケジュールでございますが、まず、有識者会議につきましては、今年度中に、具体的には2月を予定しておりますけれども、第5回目の有識者会議を開催する予定で、日程調整をしたいと思っております。年度内には有識者会議の提言書をまとめて、市長にお渡しするといったスケジュールで前回確認をしております。

その後のスケジュールにつきましては、繰り返しとなってしまいますが、スケジュールは白紙というふうになってございますけれども、提言書を取りまとめた後の動きといたしましては、まずは有識者会議の提言書を基に本市の宿泊税制度概要案をまとめて、それを宿泊施設の皆さんにお示しして意見交換をする。あとは、その内容を有識者会議の皆さんに一度御報告を申し上げる。あとは、北海道ですとか、総務省との事前調整が必要になってきますので、そういった調整が必要になるというふうに考えております。

そういった手続を経てから、議会に条例の原案を提出する必要があるというふうに考えております。その後、市民の皆様の御意見を伺うパブリックコメントを予定しておりまして、そういった手続を経て、議会に条例案を提出させていただきたい。そういった流れの後に、議会で御承認いただいたら、改めて宿泊施設にそれを説明する。その後に、総務省の同意をいただくための申請を行って、同意をいただいた後、一定期間の周知期間が必要というふうに他都市でもなっておりますので、そういったことを踏まえると、2年程度かかるのかというふうに考えております。

○高野委員

これから有識者会議もあるということなのですが、今のところ、免税点、課税免除の考え方はどのように考えているのか聞きたいと思うのです。例えば、東京都などでは宿泊料金1万円未満は課税免除、大阪府などでは7,000円未満は非課税というそういったこともありますし、京都市や倶知安町では、修学旅行生を課税免除というふうにしていますけれども、今のところの考え方はどうなっているのか、お知らせください。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

これも繰り返しになりますが、現在、有識者会議の皆様にご意見をいただいておりますので、来年2月を予定しておりますが、有識者会議で提言書をまとめて、それをしっかりと我々が内容を確認するということになる

のかと思っておりますが、現状で有識者会議の中での議論では、課税免除に関しては、まずは修学旅行に関しては課税免除とすることについて、必要ではないかといった方向で伺っております。

あと、料金によって免税点を設けるべきかどうかということについては、いろいろ御議論はあるのだと思うのですが、行政サービスを一定程度享受するのだといった視点から広く負担を求める必要があるだろうといったことで、料金による免税点というのは設けるべきではないといった方向で今検討をいただいているというふうに認識しております。

**○高野委員**

そもそもなのですが、なぜ本市が宿泊税の導入を目指しているのかという説明をお願いします。

**○（産業港湾）観光振興室松本主幹**

これは、まずは財政的な面がありますけれども、本市の観光費というのが一般会計の中で占める割合が、コロナ禍前の数字などになりますが、0.3%程度の割合だと。そういった中で、今後の人口減少ですとか、少子高齢化、こういった中であって財政規模が縮小するですとか、政策的な経費の財源が厳しくなるといったことが想定される、予想されるだろうと。

一方、いわゆるインバウンド、海外からの観光客の受入れ、あとは新しい観光資源の開発とか、そういったことが行政にも求められるだろうといったことから、観光振興における受益と負担の関係を踏まえた安定的な財源の確保というのは必要なのではないかと、そういった方向性で今御議論をいただいているというふうに認識しております。

**○高野委員**

それでは、宿泊税導入後はどういったものに使用を考えているのか、説明願います。

**○（産業港湾）観光振興室松本主幹**

新たな使途につきましても、現在、有識者会議で御検討いただいておりますけれども、現在候補として出ておりますのは、一つ目には歴史遺産ですとか、美しい町並みの保全、二つ目には観光インフラの整備、三つ目に受入れ環境の整備、四つ目にマーケティング等に基づく観光戦略づくり、五つ目に観光施策の推進体制などの強化、こういったものが候補として挙げられている、そのように確認してございます。

**○高野委員**

先ほどの質問の中でも、面野委員も言っていましたけれども、やはりアンケートを見ても、回答件数が少ないというような状況もあって、私はやはり十分な意見を聞き取っている状況とは言い難いのかというふうには思うのですが、宿泊者へのアンケート調査は考えているのか、その辺はどうでしょうか。

**○（産業港湾）観光振興室松本主幹**

宿泊者に対するアンケートは実施しておりませんし、実施の予定もございません。

**○高野委員**

宿泊税導入に当たって、ほかの自治体では、宿泊者へのアンケート調査を実施しているところもあるのですが、なぜ実施は考えていないのか、その辺の説明をお願いします。

**○（産業港湾）観光振興室長**

この有識者会議の議論の中で、宿泊者に対するアンケートの必要性は議論してこなかったものですから、それについては現在進めるという考えはございません。

**○高野委員**

私は必要があるのではないのかというふうにも思います。

総務省の法定外税検討の留意事項にもあるように、納税者を含む関係者への十分な説明がまだまだ私は足りないと思うのですが、そこについての見解を伺います。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

これにつきましては、宿泊税を導入するとなれば、総務省に同意をいただく必要があります。そういった留意事項については、我々もしっかりと取り組んでいく必要があると思っております。

関係者の説明につきましては、繰り返しになるかもしれませんが、提言書をまとめた後に、本市のほうで宿泊税の制度概要案をつくって、市内の宿泊施設の皆様に説明する、意見交換する、そういった場を考えておりますので、こういったところでしっかりと御意見を伺って、慎重に進めてまいりたいというふうに考えております。

○高野委員

あとやはり疑問なのが、観光振興のために税金をとということなのですが、なぜ市内の宿泊者に限定してやっているのかということも疑問というか、やはり観光振興で恩恵を受けるのは、本市を訪れる日帰りの観光客ですか、飲食店など様々あると思うのです。だから宿泊者に限ってではないと思うのですけれども、そこについてのお考えをお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

委員が御指摘のとおり、観光施策ですので、必ずしも宿泊者に限るというわけではなくて、小樽市の場合には600万人や700万人の観光入込客数がありますので、広く取れるのであれば広く取った方がより望ましいのかといった御意見は我々も認識しておりますし、そういった選択も十分可能性はあるのかと思うのですけれども、まず、第1回の有識者会議の中で、そういった法定外目的税につきましては、他都市のいろいろな事例を御説明して、例えば入域税、あとは駐車場などを利用する際に御負担をいただくとか、あとは宿泊行為に対して課税する、そういったいろいろな事例などを御検討いただいて、今、委員がおっしゃったのは入域税みたいなものになるのかもしれませんが、なかなか徴収するにおいて難しい、いろいろな課題があるだろう、そういったいろいろな候補の中で、まずは有識者会議の中では宿泊税で議論を進めようと、こういうふうになった経緯がございます。

○高野委員

少し心配されているのが、今200円などという話も出ていましたけれども、やはり低価格の宿泊施設にも影響が出るのではないかとということが心配されますし、一律課税というのは、宿泊料金が安いほど税の負担が重くなって、宿泊料金が安いほど軽くなるということで、税の応能負担の原則にも反するのではないのかと思うのですが、その辺の考え方はいかがですか。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

第1回の有識者会議の中で、先ほど説明したとおり、いろいろな財源について御議論いただいた経緯がございます。そういった中で宿泊税で検討するという方向で今進んでおりますけれども、その中で定額による宿泊税についての御意見だと思うのですが、あくまで宿泊税は宿泊施設から取るのではなくて、宿泊者から徴収する、納税義務者は宿泊者になりますので、宿泊者が小樽にお越しいただいて、小樽で観光に関する行政サービスを受けるといった意味合いでは、高い宿泊施設にお泊まりのお客様も、比較的安価な宿泊施設にお泊まりのお客様も、受けるものは変わらないのかな、そういった意味で公平性、そういったところから宿泊税というのが妥当であろう、そういった御議論をいただいているところでございます。

○高野委員

宿泊者から取るのだからというお話でしたけれども、アンケートでも答えているように、少なからず影響を受けるということはやはり心配されているわけです。

導入されている倶知安町の方にもお話を伺いましたけれども、やはり倶知安町と小樽市は大きく違うのかというふうには思うわけです。やはり倶知安町では、小樽市のように日帰りの方ですとかというよりも、泊まる方が多いという状況もありますし、なかなか導入しているところとも違うというふうにお話を聞いて思いましたけれども、私は今後の影響がすごく心配されます。これまでも申し上げてきましたけれども、まだまだ理解も、宿泊事業者の

方にも理解は得られていないところがありますし、財政が大変だというのであれば、大きな開発、こういったことをやめて、これまでどおりしっかり取り組んでいくということが私は必要だと思います。

◎議案第18号工事請負変更契約について

次に、議案第18号なのですが、先ほど報告の中で説明がありましたが、確認で質問をしたいと思います。

変更前と変更後で契約金額が900万円ぐらいい上がっている状況があるのですが、変更前と変更後、どのような工事になるのか、改めて詳しくお知らせください。

○（産業港湾）港湾整備課長

まず、当初請け負っていただきました契約前の金額に関しまして、建築工事として外壁工事ですとか、屋根、建具、内装、その他としてユニット工事、そしてコンテナの新設などの工事が発注をしました。その後、工事が始まった段階で、上屋を確認していった中で、上屋の壁の老朽化が見つかったりですとか、壁の改修方法が変更されたり、あと高さ調整を行う必要が現場で発生しましたので、土間コンクリートの高さ調整で数量の増加ですとか、屋根の劣化を確認しましたので、内容変更したりしているのと、そのほかに現地工事を進めていくに当たって、クルーズ客を受け入れるに当たって、オペレーティング事務の効率化を図る必要があるだろうというふうなところで、柱上部に塗装での番号をつけるなどの対応をしたところでございます。

○高野委員

実際に現場に入っていったら、中の壁が劣化している部分があったとかということもあって変更になったのかというふうに分かりました。

◎小樽市内の経済について

次に、小樽市内の経済についてお伺いしたいと思います。

今年4月から6月に調査が行われた商工会議所の小樽市経済動向調査の結果を拝見させていただきました。企業景況感を表すDIは22.6ポイント上昇しているということですが、やはり一方で、全ての業種で仕入れの単価、燃料費の上昇が深刻な課題となっていることが掲載されています。

そこで伺うのですが、市が把握できる直近3年でいいのですが、小樽市の有効求人倍率はどうなっているのか、説明願います。

○（産業港湾）商業労政課長

ハローワーク小樽管内の有効求人倍率といたしましては、令和2年10月が1.07倍、令和3年10月が1.12倍、令和4年10月が1.32倍となっております。

○高野委員

上がっているということが分かりました。

有効求人倍率が上がっているということで、人が足りていない、不足している企業が多いと思うのですが、有効求人倍率が高い理由について、何か押さえたい点があれば、お聞かせ願います。

○（産業港湾）商業労政課長

今、有効求人倍率が高いということがございましたけれども、コロナ禍前ですと、令和元年10月で見ますと、有効求人倍率は1.43倍でしたので、まだそこまでは戻っていないのですが、18か月連続で前年同月を上回っているといったような状況でございます。

そのように有効求人倍率が増えているというのも、市内の事業者におきまして、製造業ですとか、建設業、保育業、あらゆる業種ということになりますけれども、幅広く人材が不足しているというようなことが影響していると思います。

○高野委員

幅広く人材不足ということでしたけれども、そうした人材不足にならない対策について何か取組などを行って

れば、そこについてお知らせください。

○（産業港湾）商業労政課長

人材不足を補う対策といたしましては、市が事務局をしております小樽地域雇用創造協議会というものがございまして、その中で合同企業説明会というものを開催しております。最近では、10月13日に開催をいたしまして、次は2月2日に開催を予定しております。

○高野委員

それでは、労働状況も気になったのでお聞きするのですが、本市の労働実態調査の正規従業員、契約社員、アルバイト、パートの4区分では、平成30年度と令和3年度ではどのようになっているのか、お知らせください。

○（産業港湾）商業労政課長

労働実態調査に基づいて御説明させていただきますが、労働実態調査は調査票を送付しまして、御回答いただいた会社の集計となります。平成30年度のときには279事業所から回答いただきまして、そのときの全従業員数は1万1,373人ということで回答していただいております。そのうち正規従業員は67.4%、契約社員が7.3%、アルバイトが4.8%、パート従業員が20.5%となっております。

また、令和3年度の調査でございますが、312事業所から回答いただきまして、全従業員数は1万3,096人ございました。そのうち正規従業員が63.6%、契約社員が8.2%、アルバイトが3.7%、パート従業員が24.5%となっております。

○高野委員

今御説明があったのですが、平成30年度では正規従業員が67.4%だったが、令和3年度になると63.6%ということで、やはり契約社員とパートが増えているのかと思うのですが、こうした非正規職員が増えている状況について、どのようにお考えなのか、その辺をお聞かせください。

○（産業港湾）商業労政課長

労働実態調査の集計でございますので、同じ会社で直接比較するということはできないので難しいところはありますけれども、契約社員とアルバイトについては、10%まで差はないのですが、正規従業員とパート従業員につきましても、大きく差が出ております。

その中でも、飲食店や宿泊業でパート従業員の割合が高いということは、変わっておりません。ただ、この中で細かく見ますと、特に運輸業のパートが平成30年度のときは7.1%だったものが、令和3年度では28.9%と増えております。

運輸業自体は運輸業のドライバーだけではなく、パートの方もいらっしゃいますので、正規従業員の数も増えているのですが、それ以上にパート従業員の方が増えている、それが全体を押し上げているのではないかと考えております。

○高野委員

パート従業員が増えているということでした。

労働実態調査の中でも基本給について記載されています。基本給については、平成30年度、令和元年度、令和2年度、令和3年度、それぞれお答えください。

○（産業港湾）商業労政課長

基本給については、平成30年度で平均額は22万2,649円、令和元年度で22万1,778円、令和2年度で22万507円、令和3年度で22万3,007円となっております。

○高野委員

この数年でほとんど変わっていないのだと思いましたが、では、令和3年度の全産業別基本給で、産業別ではどこが基本給が高くなっているのかお知らせください。

○（産業港湾）商業労政課長

基本給の高いところといたしましては、金融保険業が27万8,098円で最も高くなっておりまして、続いて教育、学習支援業が26万1,620円と続いてございます。

○高野委員

先ほどの質問でもお聞きしましたが、正規職員が減っている状況があります。

そうなる、やはり比較的低所得な状態が多いと思うのですけれども、そうしたら個人消費の部分でも影響があって、全体的に小樽の経済にも影響が出てくるのではないかと私は考えるのですが、そこについてはどのようにお考えですか。

○（産業港湾）商業労政課長

委員のおっしゃいますとおり、賃金が高ければ使えるお金が増えるということで、経済活性化にもつながるといふところはありますけれども、雇用を担当する身といたしましては、長く働くためには、賃金というものがあっても、仕事の内容ですとか人間関係とかもありますので、そういったことを含めて、マッチングの場を設けて、ハローワークと協力しながら、いいところに働けるような場をつくっていきたくて考えてございます。

○高野委員

よく市民の方から言われるのは、小樽には働く場所がないのよねというふうにも言われたりもしますので、そんなことはないよということをおもも言っていますけれども、多くの企業が人材不足ということもあるので、今、取組も聞きましたけれども、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

◎小樽市内の観光について

次に、観光について伺いたいと思います。

小樽の観光入込客数は現在、どうなっているのか、まず人数をお知らせください。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

直近、令和4年度の上期の観光入込客数について御説明させていただきます。

令和4年度の上期の観光入込客数は207万3,500人、3年度と比較をしますと152.2%の水準となっております。

○高野委員

かなり増えてきているのだと思います。

道外・道内客については、前年度と比べてどうなっていますか。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

同じく令和4年度の上期で御説明申し上げますと、道外客につきましては103万800人、令和3年度と比較しますと210.2%の水準となっております。

道内客につきましては104万2,700人、対前年度で119.6%の水準となっております。

○高野委員

数十万単位で増えているなということが分かりました。

宿泊、また、日帰り客数についても、令和4年度、令和3年度でお知らせください。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

令和4年度上期の日帰り客につきましては170万2,000人で、対前年比143.8%の水準となっております。

また、宿泊客数につきましては37万1,500人で、対前年比208.4%の水準となっております。

○高野委員

外国の方も増えてきていると聞いているのですけれども、どこの国の方が来られているのか、分かればお知らせください。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

これも令和4年度上期で申し上げますと、国別で多いのは中国、韓国、台湾、シンガポール、アメリカ、オーストラリア、こういったところが外国人宿泊客数になりますけれども、上期においてはこういったところが多くなってございます。

○高野委員

毎回、上期、下期というふうに観光客の数などを調べていると思うのですが、その調査の目的と、どのように調査が行われているのかをお聞かせ願います。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

調査の目的と、どのようにということですが、まず、観光入込客数につきましては、この統計は国の観光入込客統計に関する基準、これは国土交通省で出しているものですが、この基準をベースに北海道、あとは小樽市で、調査の手法を整理して実施しております。

目的なのですが、全国の観光動向も国で調査していますので、まずは北海道ですとか国に御報告をしております、地域間において観光地に関する現状、動向の比較ができるようになっております。

一方、各地域においては、観光振興に関する戦略ですとか、施策を立案する際の基礎として活用すると、こういったところが目的となっております。

○高野委員

それで、今回、令和4年度の上期の観光入込客数の調査結果を受けて、市としてどのように分析されていますか。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

まず、上期の観光入込客数につきましては、観光入込客数全体は先ほども説明したとおり、前年度と比べまして152.2%の水準となっております。これは依然として新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況ではありますが、行動制限、これは、まん延防止等重点措置の関係ですとか、そういったものが緩和されて、観光客の旅行機運が高まったというのが、一つ結果として数字に表れているというふうに考えております。

本市の場合、特に今回の調査結果では、修学旅行の宿泊客が前年度比で689.9%の水準ということで、これはコロナ禍前の令和元年度の数字と比較しても134.7%の水準となっております。令和4年度の上期に関しては、修学旅行の宿泊については非常に好調であったと認識しております。ただ、修学旅行につきましては、前半にやるのか後半にやるのかという学校が実施する時期もございますので、これは年間を通じてしっかりと分析をする必要があるのかというふうに考えております。

宿泊については、道民割ですとか、本市でも宿泊の割引やクーポンなど誘客促進の取組を実施しましたので、こういったことから、前年度と比べまして208.4%ということで、これはコロナ禍前の80%程度の水準まで回復しておりますので、こういったことがあったというふうに分析しております。

最後に、外国人観光客については、これは小樽の場合は外国人の宿泊客数になりますけれども、これは前年度と比べまして266.7%ということで倍以上になっておりますが、コロナ禍前の令和元年度と比べまして、1.3%という水準なので、これは10月以降、いわゆる行動制限が緩和されて、これからインバウンドが回復すると思っておりますので、そういったところのしっかりと対応していく必要があるのかというふうに考えております。

○高野委員

まだまだコロナ禍の状況もあるけれども、行動制限が緩和されて増えている状況があるということが分かりました。

先日、タクシーの運転手の方にお話を聞くと、まだまだコロナ禍前には戻っていないけれども、やはり小樽駅から歩いて小樽運河、堺町通り商店街に行く方が増えているということも聞いています。

このように小樽を訪れる方が増えるということは、本当に喜ばしいことだと思うのですが、やはり先ほど

ほかの委員もお話しされていましたが、先日、経済常任委員のメンバーと小樽堺町通り商店街の方と意見交換もさせていただきました。いろいろな要望が出されてはいたけれども、街灯が消えているですとか、除雪の問題などお話をされていたのですが、まず、街灯が消えているですとか除雪で困っているなどという話は、実際に産業港湾部でも聞いているのかどうか、その辺はいかがですか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

街灯が消えているとか除雪の話だとかということなのですが、基本的には除雪は除雪、街路灯は街路灯など、それぞれ建設部の所管課に問合せなりをされているものだというふうには承知しております。

ただ、観光振興室では、日常的に会議を行ったり、イベントなどでも顔を合わせる機会があり、お尋ねがあるときがありますので、そういうときは担当課を教えたり、場合によっては、こちらから話を直接、建設部なりにして、話をつなぐなどということの対応はしております。

○高野委員

私も実際に小樽堺町通り商店街の方のお話を聞いて、改めて、ああ、そういうこともあるのかと気づかされたこともたくさんあったのですが、街路灯について言えば、堺町のローソンからルタオの本店まで歩いて行きますと、ルタオの本店までは2か所ぐらいはついていないところがありましたが、結構、街路灯がついている状況なのですが、特にローソン付近は四、五か所ぐらいついていないところがありました。

そうなってくると、やはり夜になると雪道は危ないという状況もあり、どうなのかというふうにも思いますし、先ほどの所管が違うという部分もあると思うのですが、やはり様々な要望も出されたりしていても、まずは商店街の方のお話をしっかり聞いて、産業港湾部、経済としても、やはり関係部署としっかり協議して、何かできることがないのかということも含めてやっていただきたいと思うのですが、これについて答弁いただきたいと思えます。

○委員長

高野委員に申し上げますが、確かに経済常任委員会として、所管の該当する商店街組合員との意見交換には参りましたが、このことについては、市長部局にはまだ何も伝わっておりませんし、所管もあります。具体的に、今、街路灯の話もされて、このようなことについて、聞いていますか、認識されていますかということについて、先ほど主幹も、日常的にその組合と話し合っているときには、いろいろな情報を集めて所管部と話すということはお答えできるのでありますが、今、この商店街との話合いの下からこの話をどういうふうに捉えますかということについては、観光振興室としても、今すぐに答えられない面があろうかと思いますが、それは御理解願います。

今、主幹も話しましたが、そのような話が耳の中に入ってと言ったら悪いのですが、もしありましたら、どうかお答えできる場所をお願いします。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

それぞれ、建設部も所管がございまして、観光振興室としては予算を執行できるわけではございませんけれども、建設部でも、その街路灯の担当であれば、限られた財源の中で緊急度だとか危険度などを総合的に考えながら、優先順位をつけて改修なりをされて、できる限り予算の範囲内で予算を執行している、そういった対応をされているのだろうというふうに考えております。

そういった商店街からの御意見だとかというのは、我々も観光事業者の皆さんの視点に立った対応を心がけてまいりたいというふうに思いますが、引き続き建設部などとも連携しながら、いろいろな情報共有なりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○高野委員

ぜひ情報共有して対応していただきたいと思えます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。  
小池二郎委員に移します。

○小池委員

◎条例・調査について

前回に引き続き、漁港区について質問いたします。

まず、前回の質問の最後に、私としては漁港区で違う業態でも一生懸命に頑張っている事業者もいることから、分区条例の緩和や見直しをするべきと質問いたしました。

それは私が調べた中でも、明らかに漁港区に合っていないと見られる業態がほかにも見られ、それら全てを変えていくことは現実的ではないと感じたからであり、それらの企業にも寄り添う必要があるのではないかと考えたからであります。

そこで質問ですが、前回の答弁ではパトロール調査により外観から判断できる業態の確認は、もう既に終わっているということでしたが、その件数とどのような業態があるのか、調査結果を詳しくお聞かせください。

○（産業港湾）港湾業務課長

お尋ねの外観目視調査の全体調査といたしましては、平成30年度、令和3年度に行っております。時期としては、平成30年度は平成30年7月から8月、令和3年度は令和3年7月から9月。漁港区におきまして、件数ですけれども、平成30年度調査件数56件、令和3年度調査件数60件を調査しております。

業態としては56件、60件ありますので、様々な業態がありますので、ここで全部は御紹介できないかと思えます。

○小池委員

調査した中で、前回質問したシースタイルと北海道麦酒醸造株式会社以外で不適格と見られる件数と、その業態についてお聞かせください。

○（産業港湾）港湾業務課長

直近の令和3年度の調査で申しますと、漁港区60件中、不適格と見られる事業者は、1社となっております。業態は建設関連の事業所となっております。

○小池委員

当初から業態が変わってしまった事業者に対して事業変更をお願いしているとの答弁もありましたが、お願いしている事業者の件数と時期、業態についてお聞かせください。

○（産業港湾）港湾業務課長

平成30年度の調査時点で56件と申し上げましたけれども、その時点では4件の不適格物件とおぼしきものがありまして、そのうち1件につきまして、事業内容について漁港区に適合するように先方と打合せを進めながら、他の工場との製造ラインの調整などをしていただいて、事業内容の変更について、今、お願いしている状況にあります。

時期としては、令和3年6月から是正してほしいというような指導を始めまして、業態としては、食肉の加工、食品製造関連工場ということでございます。

○小池委員

その中でも、事業内容の変更をお願いしても、なかなか変更できない事業者もいるかもしれないと考えますが、事業の変更をお願いしてから、いつまでに変更いなくてはいけないのでしょうか。

また、そのようなことが条例や内規等で示されているのであればお聞かせください。

○（産業港湾）港湾業務課長

是正措置に対する対応の期限というのは分区条例、私どもの内規、それから分区の運用方針というのがあります

けれども、その上では特に定めはないところであります。

○小池委員

定めがないということであれば、少し次の質問は難しいのですけれども、事業変更が最終的にされなかった場合、いつ、どのように対応するのでしょうか。また、その場合の規則などはあるのでしょうかということ、されなかったら、いつまでもされないままで終わってしまうと思うのですけれども、その規則はないということよろしいでしょうか。

○（産業港湾）港湾室長

私たちが条例とか内規の部分では、その是正時期に向けた期限というのを、特に示したものはございませんが、どうしても企業の事業活動の部分に、どうしても制限をかけていくような部分ともありますので、当然、企業の実際の営業活動に大きな影響が出ないように、事業側ともいろいろ調整をかけながら、できるだけ早期に是正をしていきたい、そのように考えております。

○（産業港湾）港湾担当部長

今の答弁を少し補足で説明させていただきますと、まず、今、港湾業務課長から答弁させていただいたのは、疑わしいというところで、まだ最終的な整理がついていない、もう少し調査が必要だということですが、1件ありますよというところでの答弁でございます。

それで、私どもとして最終的に調査を終わらせて、先方とも話した上で、業態も確認した上で不適格だというふうに分かった時点で、そこから是正を始めていくというのは、これは基本です。

あと、いつまでに是正を求めていくかというのは、今、港湾室長から答弁がありましたけれども、先方といろいろ話していく中で、先方の事情なりその辺を見極めた上で、結局は時間もかかる部分もあると思いますが、私どもとしては、基本的には粘り強く是正を求めていくという立場で進めていくというところでございます。

○小池委員

今、聞いた中でも、やはりその中に定めが、いつまでにというのがないというのも、少し曖昧かと思ひまして、内規やルールは不明瞭で少し曖昧なのかと思ひますけれども、その点について、お答えいただければと思います。

○（産業港湾）港湾業務課長

分区条例におきましては建築可能な構築物について、運用方針も含めましてははっきり示してありますので、当方としては不明瞭、曖昧とは思っていないところであります。

しかしながら、条例制定前の平成8年11月ですか、以前に既に建っていた構築物、これは前回の議論にもありましたけれども、この条例の適用を受けない既存不適格の考え方については従前から相談を受けるいろいろな事業者から、少し読み取りづらいとか、分かりづらいといった意見もあったことから、今度新たに分区条例を改定していくことを予定しておりますが、ホームページ上で条例はもちろんですが、分区指定図の図面とともに、既存不適格について明文化といいますか、補足説明的にホームページ上に付記していく、そのような方向で現在考えているところでございます。

○小池委員

今、言おうと思ひていましたけれども、既存不適格に関しては、前回の答弁で分区条例ができる前の状態から事業継承された事業なので、それは認めているというふうな答弁があったのですが、そのことが、まず、そもそも条例や内規にないと思ひています。

さらに言うと、シースタイルでも最初は漁船の修理を行っていたけれども、プレジャーボートなどほかのことが主に多くなってきて、それでシースタイルには、変更のお願いをしているというような話も前回あったのですが、そもそもその割合についても質問しましたけれども、1対9ならいいとか悪いとかではなくて、そういった割合もないと。なので、主たる事業というものがどのくらいの割合というののははっきり分からない中で、事業が見合っ

いないので変更してくださいというのは、そもそも順序が逆なのかと思うのです。

ルールがしっかり定まった中で、それこそ先ほどもいつまでに直してくださいとか、どういうふうに直してくださいと行政指導するなら分かるのですけれども、それが今、曖昧な中で行政指導、お願いをするのは逆ではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○（産業港湾）港湾業務課長

不適格と思われるような事業者を私どもで把握、分かった際には、いきなり事業内容とか事業形態をシフトといえますか、変えていってくださいというようなことを、事業の内容に変更を迫るとか、いきなり指導するというのではなくて、まず、条例の内容、分区条例はこうなっていますよという説明に出向きまして、実際の事業の内容の確認をいたしまして、それから是正に向けた方法論といいますか、それをお互いに協議いたします。段階的に進めていくものでもありますので、その先に、これは指導しなければいけないという判断をすれば、指導に入っていくということですから、順序については間違っていないと思っております。

○小池委員

今、不適格と認められるという、その不適格と認められるための条例の中身がないので、それをどういうふうに不適格と認めるのかというところが先だと思うのです。

シースタイルだと、漁船の修理が今、1で、9がプレジャーボートの修理かもしれないけれども、それは認められるのか、それが認められないのかというような、内規だったりルールがない中で不適格とは言えないと思うのです。なので、順番が逆ではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○（産業港湾）港湾担当部長

今の御質問でございますけれども、まず、先ほど港湾業務課長が答弁させていただいたのは、不適格な物件がある場合、事業者と相談するという答弁になっていましたけれども、まず、不適格と思われるという、外観的に見て、そういったものについて、まず、るるいろいろな調査をして、先方にもお伺いして、実際の業態はどうなっているのかという、そこを聞いた上で、私どもの分区条例の条文ですとか、その趣旨を御説明して、それで最終的にこの建物が分区条例の不適格物件になっているのか、それとも、先方の話を聞いた段階で分区条例に適合しているのかというところを第一段階で判断をさせていただきます。

その上で不適格物件であれば、当然、指導に入っていくというふうになりますし、今、るる委員の方から御質問のありましたシースタイルについては、前回の段階で業態が変わってきたのではないかとこのところで調査が必要だということで答弁させていただきましたが、これについては、現在進めている中で先方の業態を確認してきましたけれども、基本的には漁船の取扱いを中心にやられているということで、事実が確認できましたので、これは今、分区条例に適合しているということで整理をさせていただいていまして、先ほど、現在、高島の漁港区において1件と説明させていただきましたが、シースタイルについては、不適合と思われる物件にはもうなっていないと、適合物件として扱わせていただいております。

そして、中身の問題、条例を含めまして、分かりづらいから逆ではないかということでございますけれども、私ども、当然、条例をホームページにも書いてございますし、きちんと建てられる建物を明記してございます。

新築の場合は、いずれにしてもそういう条文を見ていただきまして、場合によっては、こちらに確認に来ていただけますし、その際に詳しい打合せもできます。また、もともと建っていた建物の業態が変わる場合でも、相談を受けたらきちんと説明もしていますし、今、私どもが示させていただいている中で、分かりづらいですとか不透明だとかというところは、基本的にはないものというか、条例を読み取って、まずは考えていけるというふうに私どもは考えてございます。

ただ、先ほどの不適格物件というところについては、なかなかこれは難しい扱いになっていますので、これについては今、分区条例の変更を予定しておりますけれども、この際にホームページ等で既存不適格物件の扱いについて

て、少し説明できるようにしていこうかということで検討しているところでございます。

○小池委員

今もシースタイルは、私が見た限りではプレジャーボートなどが多くて、少し業態が変わってきているのではないかと思いますけれども、調べたらそうではなかったということが分かった。でも、それをどうやって調べるのかという、この中身があるのかないのかというのを質問しているのです。変な話、私はそれは割合くらいしか考えられないなと思ったのですけれども、漁船の修理を主にやっていますよと言っていても、それが1で、実は9はプレジャーボート。それが半数以上なのか、だからその割合が必要なのかというふうに思ったのですけれども、不適合か不適合ではないのかというのを判断する中身、そこが大事かと思うのですが、どうでしょうか。

○（産業港湾）港湾担当部長

今、業態、扱っているものの割合ということでの御質問でございますけれども、基本的に私どもは、割合というもので最終的な判断を下すことはできないものというふうに考えています。

あくまでも一つの目安として捉えることはできますけれども、その業態が、普段行われている事業が、その分区に適合している業態に合致している事業が行われているのであれば、基本的には適合物件として考えています。

ただ、難しいのは、今の委員の御指摘にもありますけれども、例えば、今のシースタイルでいきますと、漁船を相手にしていますよという、修理をしていますよというふうにしても、例えば漁船のオーダーが少ないときに、その間、プレジャーボートを扱いましょうかとかという形で、その比率が変わってきてしまう場合がございます。これは、その年ですとか経済情勢で変わってきますので、漁船を多く扱われている年もあるし、また、漁船が少なくなるとプレジャーボートが目立つような年もきっとあると思います。

ただ、その事業目的として、もしくは事業の実績として、基本的に漁船を扱うことを軸に置いているという部分が確認できるのであれば、これは分区上、適合しているという判断を私どもは取っているというところでございます。

少し余談になりますけれども、漁港区においてプレジャーボート専用という看板を出されたら、これはアウトだというふうに思います。あくまでも漁船を中心にやられていて、その商いの中で、部分的に季節によってプレジャーボートを扱ったりなどをして比率が多少動く部分については、これはやむを得ないものというふうに考えています。

○小池委員

見合ったものをやっていたら問題ないということが分かって、シースタイルはそれで問題はないということは、私としてもそれは安心するところなのですけれども、それをやっていたら、ではほかは何をやってもいいのかということにもなるので、やはりそこは条例とか内規とか、そういったものがすごい重要になってくるのではないかと思います。

さらに言うと、漁港区として不適格な事業に対しては、分区条例を制定する前からあった建物ということで、北海道麦酒醸造株式会社の場合は指導できないというのは、これも前は認めていると言いましたけれども、これに関しても、条例とかに記載がないということで適切なのかと思いますし、さらに言うと、既に何十年も不適格な状態で事業をしている事業者がもしあったとした場合も、同じように対応されるのでしょうか。これは、全て今後見直していくということでしょうか。

○（産業港湾）港湾業務課長

営業年数にかかわらず、こういう構成地も同様に、そういったものがあれば解消に向けて取り組んでいく、営業年数が長いからとか、最近だからとかということでの区分けはしません。

○小池委員

あと、一番あってはならないことは、不適格なものにもかかわらず、ここはいいけれども、ここは駄目という、公

平公正が保たれないことだと思います。仮に事業変更をお願いしている二つの事業者のうち、一つの事業者は経営努力などで変更できたにもかかわらず、もう一つの事業者は変更しないまま事業を続けられることができず、これは公平公正ではないのかと思います。そのようなことは想定されていますか。実際、そのような場合、どのように対応しますか。

○（産業港湾）港湾業務課長

何度も申し上げましたけれども、不適格だということになって是正を求める、指導をしていくということについては、分け隔てなくといいますか、公平公正に指導はやっていきます。

ただ、結果として、是正措置に応じたケースと応じなかったケースで、応じなかったケースについては、指導に対して協議に誠意が全くないですとか悪質であるというような場合には、最終的には行政罰といいますか、条例上も30万円以下の罰金に処すということもありますので、そういったことの適用の可能性も出てくるかというふうに考えております。

○（産業港湾）港湾担当部長

今、二つの例で、片方は是正に応じて、片方が応じない場合の御質問で、内容的には港湾業務課長が答弁させていただいたとおりです。ただ、結局、是正を求めていった場合に、なかなか法的にすごく難しい、時間もかかるというところがございます。そんな中で、片方がすぐさま是正に応じられたという状況になって、片方がすぐさま応じられないという状況は、必ず起きてきます。

でも、その際にも、私どもは粘り強く是正に応じていない事業者に対しては、是正をずっと求めていきますし、それが本当に悪質であれば、法的な手段を取って出るということも考えていかなければならないというふうに考えているところでございまして、基本的には是正に応じないからといって、そのままずっとその業態をそのエリアでできるということではございませんので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○小池委員

港湾担当部長が言うとおおり、一つの事業がすぐできても一つの事業はできなかった場合というのは、もちろん出てくると思うのですけれども、最終的に、いつまでに直さない、変えなさいという期間がないからこそ難しいと思うのです。同じ時期にやって1年後までに直してくださいということで、一つは1年以内にできたけれども、一つは1年後にできたときに、やはりそこに対して同じように対応するのは私はおかしいと思うので、そのことに関しても、やはり条例、内規などが必要だと、重要になってくるのではないかと思います。

そういったことから、条例すなわちルールが大切であり、私はそれを見直し、緩和することで、少し、現在不適格と思われる事業者に対して寄り添う必要があるのではと、前回から質問させていただいているのですけれども、寄り添う必要があると提案しているのですが、見解を示してください。

○（産業港湾）港湾業務課長

事業者に対して寄り添う優しさみたいなお話ですけれども、一つ一つ個別の事業者に対して、個別の対応というのは、私どもはしません。

しかしながら、分区条例の見直しと先ほどから申し上げていますが、港湾施設用地の有効な活用を目的としたものでもありますので、時代とか経済とか、こういった変化に応じて必要な見直しは、もちろん進めていくべきであると認識をしておりますので、これについては、関係港湾団体といろいろな団体とか地権者の方々の御意見をいただきながら、必要な見直しは今後も進めていきたいというふうに考えています。

○小池委員

では、事業者へのヒアリング調査も今、行っているということなのですが、これら全ての調査完了までにはどのくらいかかる予定で、そもそも、いつから調査され、いつまでに終わる予定でしょうか。

○（産業港湾）港湾業務課長

令和3年度の調査は、臨港地区全体で漁港区に限らずやっています、令和3年7月から実施をしているところで、調査完了は令和5年1月を予定しております。

○小池委員

あと、以前、平成30年度にも調査をしているというふうに言っていますけれども、この調査は外観だけの調査であって、ヒアリング調査はされていないということでしょうか。

○（産業港湾）港湾業務課長

1問目の質問で56件調べたという中で、その当時は、調査時点では4件、不適合施設かと思われる物件があったのですけれども、その後の書面の調査、これは登記簿謄本ですとか商業登記などを取り寄せまして調査をしたところ、今、1件になっているということで、ヒアリング調査は行っていませんけれども、書面における調査等で4件が今、最初に申し上げた1件に圧縮しているところでございます。

○（産業港湾）港湾担当部長

今の補足で説明させていただきます。平成30年4月に調査したときに56件ありまして、このときに4件の疑わしきものがあったという、その後、港湾業務課長が答弁させていただいたとおり、いろいろな書類などを調査しながら、不適合物件を絞り込んでいったという行為を行っています。

その中で、1社については、もう不適合と分かったので、その事業者と面談をして、是正措置なりを求めてきて、一定程度、是正措置に応じていただいているという状況でございます。その4件のうち2件は、調査の結果、不適合物件ではないというところが分かったものですから、これはその後、調査を進めていないという。

現在、この1件が残っていますが、これはいろいろな調査をしているのですけれども、名義が何回かわっていて、当時、分区条例を施行したときに、どういう法人登記をされたのかというところが、なかなか追跡調査できていないという状況があって、結果的に現在も1件残っているというところでございます。

○小池委員

平成30年度のお話はあったのですけれども、令和3年度に外観の調査を始めて、今、ヒアリング調査をやっているところなのですが、そのヒアリング調査が全て完了してから、一つ一つの事業者に指導するのか、それとも、疑わしきものがあったら随時調査していくのか、どちらかお聞かせください。

○（産業港湾）港湾業務課長

先ほど申し上げたとおり、1月までにヒアリング調査を終え、そのヒアリング調査が終わってから、不適合がもしあれば指導に入っていく、都度都度、やるということではありません。

○小池委員

まとめとして、私もこれまでも質問させていただきましたけれども、条例等とか不明瞭な点、曖昧さ、さらに調査に時間が大変かかり過ぎているようにも感じます。

冒頭にも言いましたが、事業者との話合いや、不適合と見られる事業者にも寄り添う必要があると考えますし、今後、分区条例の改正においては、そのような事業者の声も聞いて進めていってほしいと思います。

最後に、これに関して見解をお願いします。

○（産業港湾）港湾担当部長

今後の分区の扱いについてでございますけれども、私どもとしては、やはり個別に事業者一件一件を見て、それに適合するような形での分区条例の改正はできないものと考えております。

ただ、先ほども港湾業務課長からお話がありましたけれども、分区というのも、やはりそのときの経済情勢ですとか、また、小樽市の戦略などを反映して、必要に応じて全体的な見直しなり部分的な見直しは必要になりますから、そういったものは随時行っていきますし、その際、いろいろな関係団体の方と意見交換をさせていただいたり、

また、地方港湾審議会にも諮問させていただきますので、幅広く意見を聞きながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長

小池二郎委員の質疑を終結いたします。

以上をもって、質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後5時44分

再開 午後5時52分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○高野委員

日本共産党を代表して、議案第18号工事請負変更契約について、(仮称)第3号ふ頭市営上屋33号ターミナル改修工事は、可決、陳情第1号奥山等の針葉樹単一放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方については、不採択を主張して討論します。

議案第18号をお聞きしたところ、大きな変更を伴う工事ではないということが分かったので、反対はしません。

陳情第1号については、ほかの議会でも、陳情者が求める内容は環境負担も含めて適切ではないとの考えから、不採択となっています。陳情者の求める一定の面積を皆伐し、天然林に戻していくことは、これまで述べてきたとおり、環境への大きな影響が懸念されるため、賛成はできません。

以上、委員各位の賛同をお願いし、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。